

平生町告示第43号

令和7年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年2月26日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和7年3月10日
 - 2 場 所 平生町議会議場
-

○開会日に応招した議員

原 真紀さん	長尾 忠明君
中村 一幸君	中本 敦子さん
赤松 義生君	中川 裕之君
河藤 泰明君	岩本ひろ子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
細田留美子さん	中村 武央君

○応招しなかった議員

令和7年 第2回 (定例) 平生町議会会議録 (第1日)

令和7年3月10日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

令和7年3月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第4号 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第5号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第6号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第7号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第8号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第9号 令和6年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第12 議案第10号 令和7年度平生町一般会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 令和7年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 令和7年度平生町下水道事業会計予算
- 日程第18 議案第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第19 議案第17号 平生町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する

条例

- 日程第25 議案第23号 職員等の旅費に関する条例
- 日程第26 議案第24号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第25号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第26号 平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第27号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第28号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第29号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第32 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第33 予算特別委員会の設置
- 日程第34 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第4号 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第5号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第6号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第7号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第8号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第9号 令和6年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第12 議案第10号 令和7年度平生町一般会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 令和7年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算

- 日程第17 議案第15号 令和7年度平生町下水道事業会計予算
- 日程第18 議案第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第19 議案第17号 平生町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第23号 職員等の旅費に関する条例
- 日程第26 議案第24号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第25号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第26号 平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第27号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第28号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第29号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第32 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第33 予算特別委員会の設置
- 日程第34 委員会付託

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 原 真紀さん | 2番 長尾 忠明君 |
| 3番 中村 一幸君 | 5番 中本 敦子さん |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 中川 裕之君 |
| 8番 河藤 泰明君 | 9番 岩本ひろ子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |

12番 細田留美子さん

13番 中村 武央君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君

書記 藤田 智典君

書記 宮地 恵三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	友田 隆君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			中尾 和正君
地域振興課長	星出 一明君	デジタル推進課長	横田 佳幸君
町民福祉課長	淵上万理子さん	税務課長	池田 真治君
健康保険課長	久保 秀幸君		
産業課長兼農業委員会事務局長			吉岡 文博君
建設課長	河村 武君	環境政策室長	山本 和也君
学校教育課長	吉本 敏行君	社会教育課長	三村 直子さん
総務課財務班長	山本 順一君		

午前9時00分開会・開議

○議長(中村 武央君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中村 武央君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中村 武央君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの16日間としたいと思ます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は16日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、議員派遣報告、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定による令和6年度財務監査報告、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び、委任を受けた者の職氏名の報告をもって、諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中村 武央君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

1月は行く、2月は逃げる、3月は去るの例えのとおり、正月からあつという間に時が過ぎ、もう年度末、3月を迎えております。

先週までは季節が戻ったような冷え込みがありましたが、今週に入ってから気温も上がり、この先も春らしい陽気となる予報となっております。寒さ暑さも彼岸までと申しますが、日ごとに春が近づいてくるのが感じられる今日この頃であります。

そうした中、令和7年第2回平生町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様全員の御出席をいただき、お礼を申し上げます。

それでは、行政報告に入ります前に、本定例会に提案しております令和7年度当初予算の予算編成の背景となりました経済の状況などについて触れてみたいと思います。

政府は、1月に閣議決定した令和7年度の政府経済見通しにおいて、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き民間需要主導の経済成長となることが期待される。実質GDP成長率は1.2%程度、名目GDP

成長率は2.7%程度、消費者物価は2.0%程度の上昇率になると見込まれるとしています。

ただし、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしております。

そうした中で国会に提出された令和7年度の政府予算案は、一般会計の歳出総額が1兆5,415億円で、当初予算としては3年連続で1兆1,000億円を超えるとともに過去最大となりました。全体の3分の1を占める社会保障費は、3兆2,778億円と令和6年度当初予算よりも5,585億円増加し、過去最大を更新しています。防衛関係費は、7,519億円増加し、8兆6,691億円となっています。地方交付税交付金は、1兆9,784億円で、1兆2,921億円増加しています。予備費は、1兆円で、別枠で令和6年度まで計上されていた物価高騰などへの対応のための予備費は、歳出構造を平時に戻す方針のもと廃止されております。

この政府予算案は、少数与党となった国会情勢の下、与党と主要野党の間で修正協議が重ねられ、29年ぶりの国会修正、70年ぶりの減額修正となり、3月4日に衆議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決、参議院に送られております。

続いて、県の予算についてです。

山口県は、2月18日に令和7年度当初予算案を発表いたしました。一般会計の総額は、7,398億円で、今年度に比べて約42億円、率にして0.6%の減少となっています。人口減少で深刻化する人手不足対策が重点に掲げられており、62億円余りが計上されています。

また、引き続き子育て支援対策に力を入れるとして、120の事業に406億円余りが計上されています。

次に、本町の予算編成について申し上げます。

第五次平生町総合計画に掲げる町の将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、それぞれ目標達成に向けて施策を着実に推進していくこととしております。

誰もが住みたい、住み続けたいと感じることのできる持続可能なまちづくりに向けて、少子化対策をはじめ、町民の安全安心につながる施策の推進、デジタル化や脱炭素化などの課題に対して、迅速かつ的確に対応していかなければなりません。

これらのことから、令和7年度の予算編成テーマを「住みたい、住み続けたいまちづくり」と定めて、少子化対策と地域ブランド戦略、地域防災力の強化を重点施策事業と位置づけ、予算編成を行いました。

資料としてお示しした令和7年度当初予算の概要では、令和7年度に取り組みます主な事業について、総合計画で決めました5つの基本目標ごとに整理をしております。

まずは、1つ目の基本目標「魅力と活気あふれるまちづくり」では、これまで取り組んできた

オリーブ事業のさらなる展開に取り組むとともに、引き続き関係人口創出に向けた施策に取り組んでまいります。

2つ目の基本目標「ひとが輝くまちづくり」では、こども家庭センターの設置により子育て世帯への切れ目のない支援を行うとともに子供の居場所づくりへの支援に取り組んでまいります。

また、物価の高騰による子育て世帯の家計負担を軽減するため学校給食費の無償化に取り組んでまいります。

3つ目の基本目標「生涯安心なまちづくり」では、バス・タクシー共通助成券を交付する外出サポート事業に取り組み、住み慣れた地域での自立した生活を支援してまいります。

4つ目の基本目標「安全で快適に暮らせるまちづくり」では、避難所の環境改善に取り組むため防災用品の備蓄を行うほか、災害時のトイレ問題の解決に向けて、モビリティトイレを導入し災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参加、助け合いの仕組みに加わります。

最後、5つ目の基本目標「未来へつなぐまちづくり」では、総合計画・総合戦略の後期計画の策定を行うほか、引き続き自治体DXに取り組んでまいります。

それぞれ個別の内容につきましては、後ほど、新年度予算のところで御説明させていただきます。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

令和7年の年明けは、天候にも恵まれ穏やかなものでありました。

今年も1月4日に消防出初式を開催いたしました。毎年県下トップを切って行うこの消防出初式ですが、今年も平生町消防団の堂々たる行進と日頃の訓練の成果を発揮した一斉放水を見せていただき、頼もしく感じたところでございます。

続きまして、メルカートdiひらおについて、御報告いたします。

メルカートdiひらおを2月23日に平生町とコレガールひらおの主催で、佐賀地域交流センターにて開催いたしました。このメルカートは、イタリアーノひらおシティプロモーション事業の一環である関係人口創出事業として、今年度、第1回目を10月にイオンタウン平生駐車場にて、第2回目を12月に平生まち・むら地域交流センターにおいて開催しており、今回は3回目の開催となりました。メルカートはイタリア語で市場の意味でありまして、町内外から多くの出店がありました。

前回に続いて行われました、「だるまさんがころんだ」大会では、多くのお子さんに参加いただき、10月に着任した地域おこし協力隊員2名の司会により、大変な盛り上がりを見せておりました。当日は好天にも恵まれ、1,000人程度の来場があり、佐賀地域においてにぎわいの場をつくることができました。

今後、「メルカートdiひらお」は、定期的を開催することを考えております。メルカートの

開催を通じて住民の主体的な参加を得ることが町の魅力につながり、その魅力を町内外に発信していくことで、関係人口の創出を図ってまいります。

次に、オリーブオイル試作品の完成について報告いたします。

去る1月31日に、本町の地域おこし協力隊員2名から、オリーブオイル商品の試作品が完成したとの報告を受けました。

平成30年11月に、イタリアーノひらお宣言を行って以来、今年で7年目となります。当初は地形、気候が似ているということをきっかけに始めたまちづくり施策でございましたが、こうしてオリーブオイルが完成したことで、形あるイタリアーノひらおのPRにつなげていくことができると感じております。

私といたしましても大変うれしく感じておりまして、2名の隊員にはこれまでの取組に対し感謝申し上げたところでございます。

このオリーブオイルは、地域おこし協力隊員により「ひらおリーブ」と名づけられまして、今後本町のオリジナルブランドとして町の観光振興のみならず、まちづくり全体に寄与するものと期待しているところです。

以上、12月定例会以降の主なことについて、行政報告として報告をさせていただきました。

.....

○議長（中村 武央君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 12月定例会以降の教育行政の進捗状況や経過について、御報告を申し上げます。

まず、2月14日に平生小学校で十歳のつどい、2月15日には佐賀小学校で10才を祝う会が行われました。

平生小学校では、群読や合唱、そして一人一人が誓いの言葉を述べ、また、保護者の方へ感謝の手紙を渡す場面では、保護者の目頭も思わず熱くなっている様子でした。

佐賀小学校では、詩の暗唱や劇、歌唱、家族への手紙などとともに、予期していなかった家族からの手紙に、子供たちは涙を流して読んでいました。

どちらの小学校も4年生が心を一つにこの行事に取り組み、感動的で、将来に向かって頑張ろうという意欲を高めた会となりました。

次に、2月28日に行いました平生町内幼保小中連絡協議会研修会についてです。この研修会は、就学前と小中学校のそれぞれの教育関係者が集い、連携して、教育・保育計画とその実践や子供の状況等について、その充実・改善・共有を目的に年間3回開催しているもので、このたびの研修会では、幼保小の架け橋期プログラムと子供たちの適切な就学に向けてという2つの内容で行いました。

まず、幼保小の架け橋期のカリキュラムの研修では、令和5年度に、本町の幼児期から児童期の子供たちに関わる者が連携して作成した教育指導計画であります架け橋期カリキュラムについて、今年度を振り返り、課題を取り上げ、その更新に向けた研修を行いました。

子供たちの適切な就学に向けた研修では、保育園・幼稚園から小学校に就学する際に、大きな環境の変化に伴い、不適応を起こす児童について、特別支援教育の視点からの講話を聞き、保護者と関係性を築きつつ、保育園や幼稚園、小学校の担当教員やこの時期の子供たちに関わる者が連携することの重要性を学びました。

次に、平生町立学校の将来の在り方検討委員会についてです。

2月14日に第5回検討委員会が開催され、答申の最終協議の後、霜川委員長から答申を受けました。

この答申を受けて、町教委では、新しい時代の学びを実現する町立学校の新設等に係る方針として、現在、基本構想の策定に向けて準備を進めているところです。

なお、12月議会で行政報告で触れました、平生小6年生が取り組んだ子供が地域の先生プロジェクトについてですが、1月25日に、セミナーパークでの県教委主催のフォーラムで、平生町の魅力を大勢の人に発信しました。この発表に向けては、たくさんの地域の方々の協力を得て、セミナーパークでの発表では、参加者からとても高い評価をいただくことができ、このプロジェクトに取り組んだ子供たちの姿を大変誇らしく思ったところです。併せて御報告させていただきます。

続きまして、社会教育関係の行事について、御報告いたします。

まず、1月12日に開催しました令和7年二十歳のつどいについてです。

対象者108名のうち76名の参加があり、式典では、町長式辞、議長祝辞、代表による二十歳の誓いを、そして記念写真の撮影の後には、記念行事を開催し歓談の場を設けました。この記念行事では、小中学校の恩師から激励の言葉もいただき、終わりには、多くの地元企業からのお祝いの品を御提供する、ふるさと平生の魅力PR抽選会も行いました。久しぶりに恩師や友人と再会し、二十歳の自覚とともに、思い出に残る楽しいひとときを過ごすことができました。

次に、1月30日に開催した平生中学校の立志の集いについてです。2年生の生徒一人一人が、これまでの自分を振り返り、自分の将来に夢や希望を抱きながら、その目標達成のために何が必要かを考え、誓いを立て、先生や家族、在校生の前で発表しました。誓いを述べる様子は大きな声で姿勢も素晴らしく、頼もしく思ったところです。本町の教育振興基本計画にある「がんばり」と「優しさ」を発揮してなりたい自分になってほしいと期待が高まりました。

また、2月9日にはソフトバレーボール大会を、29チーム139人の参加を得て開催しました。一般の部は体育館で、そして小学生の部は武道館にそれぞれ分かれて、熱戦を繰り広げると

ともに参加者の交流を図ることができました。

3月8日には、町立図書館に元山口県文書館専門研究員の和田秀作氏を講師に迎え、「大野毛利氏の歴史史料について」と題して、歴史講座を開催しました。

当日は、40名を超える参加があり、平生町史や平生町郷土史調査研究会編集の資料など大野毛利氏に関する先行研究の典拠となった関係資料の紹介や今後の研究についての展望についてのお話があり、講和後には大野毛利氏屋敷と弘道館についてや、家臣の旧埋などについてたくさんの質問も出され、とても盛況な歴史講座になりました。

また、3月9日には我がまちスポーツであるサッカーを広めるためにサッカー大会が開催されました。当日は、大人から子供まで約100人の参加があり、試合形式でサッカー教室が行われました。参加者は9年ぶりの開催を楽しんでおりました。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（中村 武央君） これをもって、行政報告を終わります。

----- . ----- . -----

日程第5. 同意第1号

○議長（中村 武央君） 日程第5、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を、議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」御説明申し上げます。

市町村長が選任する固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された価格に関する不服申立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。

本町の固定資産評価審査委員会委員は3名にお願いしておりますが、このうち、田尾正昭委員の任期が令和7年3月22日で満了となります。

田尾委員におかれましては、令和2年8月1日から現在までお勤めをいただき、責任感も強く、引き続きお力添えをいただきたく再度就任をお願いしましたが、御本人の辞意が固く、再任を望まない旨の申出がありましたので、この任期に際しまして御勇退いただくことになったわけでございます。

後任者につきましては、あらゆる方面からも総合的に判断いたしました結果、曾根にお住まいの藤田衛さんを選任いたしたいと存じます。藤田さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、本町での長い行政経験から、地域感覚に精通をされておられる方でありまして、さらに愛町

精神にも富んでいることから、適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。

本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、同意第1号は、本案に対し同意することに決しました。

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第14号

日程第17. 議案第15号

日程第18. 議案第16号

日程第19. 議案第17号

日程第20. 議案第18号

日程第21. 議案第19号

日程第22. 議案第20号

日程第23. 議案第21号

日程第24. 議案第22号

日程第25. 議案第23号

日程第26. 議案第24号

日程第27. 議案第25号

日程第28. 議案第26号

日程第29. 議案第27号

日程第30. 議案第28号

日程第31. 議案第29号

○議長（中村 武央君） 日程第6、議案第4号「令和6年度平生町一般会計補正予算」から日程第31、議案第29号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」までの件を、一括議題といたします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御同意を賜りまして誠にありがとうございます。

続きまして、御提案いたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

議案第4号「令和6年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額は、2億7,508万円を減額いたしまして、予算総額は61億8,711万円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

24ページの財産管理費では、庁舎整備に係る計画の変更に伴い、書庫等の照明LED化を見送りましたことにより、所要の経費を減額いたすものであります。

地域振興費では、事業者からの申請に基づき地方バス路線維持対策費補助金を新たに計上いた

しております。

27ページの社会福祉総務費では、国民健康保険事業勘定特別会計の補正に伴い、繰出金を減額いたすものであります。

28ページの高齢者保健対策費では、介護保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の補正に伴い、繰出金をそれぞれ減額いたすものであります。

物価高騰対応重点支援給付金事業費では、確定見込みにより、給付金の額を減額いたすものであります。

29ページの児童措置費では、確定見込みに伴い、児童手当費を減額いたすものであります。

中央児童館運営費では、施設の利用状況を踏まえて遊具設置を取りやめたことにより、工事請負費を減額いたすものであります。

30ページの予防費では、主に新型コロナウイルスワクチンの接種見込みに基づき、委託料を減額いたすものであります。

35ページの道路橋梁維持費では、秋森駐車場整備事業の中止に伴い、工事請負費を減額いたすものであります。

36ページの道路橋梁新設改良費では、一部工事の延期に伴い、関係事業費を減額いたすものであります。

38ページの下水道費では、下水道事業会計の補正に伴い、負担金及び補助金、出資金を減額いたすものであります。

40ページの学校給食費では、事務委託に伴う田布施町学校給食センターの改修に要する経費について、入札減等を踏まえた見込みに基づき、負担金を減額いたすものであります。

41ページにかけての小学校費及び中学校費の学校管理費では、給食受入施設の整備に係る設計委託料及び工事請負費につきまして、設計金額の確定等に基づく見込みにより、減額いたすものであります。

続きまして、主な歳入について御説明を申し上げます。

15ページの自動車重量譲与税については見込額に基づく減額、地方消費税交付金については確定額に基づく増額をいたすものであります。

地方交付税では、国税の増収に伴う普通交付税の追加交付がなされたことに伴い、増額いたすものであります。

16ページからの国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出における対象事業の特定財源といたしまして、増額または減額いたすものであります。

なお、総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、歳出の物価高騰対応重点支援給付金の減額によるほか、学校給食費高騰分支援事業の財源として充当するも

のであります。

また、民生費の社会福祉費における国庫負担金及び県負担金につきましては、変更申請の取扱い時期の変更に伴い、増額分の交付が次年度になることによりまして、減額いたすものであります。

19ページの寄附金につきましては、ふるさと納税の収入見込みによる減額のほか、個人様からの寄附がありましたことから、増額いたすものであります。

財政基金繰入金につきましては、一般財源需要額の減少に伴い減額いたすものであります。

20ページの諸収入では、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金を歳出における接種委託料の特定財源として減額するほか、市町村振興協会から交付されました宝くじ交付金を計上いたしております。

21ページから22ページにかけての町債では、主に対象事業費の見込みに伴い増額または減額をいたしております。

前に戻りまして、8ページの第2表繰越明許費補正につきましては、学校給食集約化事業などに要する経費を令和7年度へ繰り越すものであります。

9ページの第3表地方債補正につきましては、対象となる事業費の増減に伴い、起債限度額等を変更いたすものであります。

なお、45ページから給与費明細書、48ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第4号「令和6年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。今回の補正額は、15万円を増額いたしまして、予算総額は16億4,283万3,000円となるものであります。主には、一般会計繰入金の減額に伴い、国民健康保険事業基金からの繰入金を増額いたすものであります。

続きまして、議案第6号「令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」につきまして、御説明申し上げます。今回の補正額は、23万5,000円を減額いたしまして、予算総額は2,357万5,000円となるものであります。主には、介護認定審査会の委員の報酬の減額に伴い、負担金及び繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第7号「令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして、御説明申し上げます。今回の補正額は、9,461万6,000円を減額いたしまして、予算総額は14億1,774万2,000円となるものであります。主には、歳出における保険給付費の減額によるもので、歳入における国・県支出金及び支払基金交付金のほか、一般会計及び準備基金からの繰入金によりまして、財源調整いたすものであります。

続きまして、議案第8号「令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。今回の補正額は、353万5,000円を減額いたしまして、予算総額は3億1,088万6,000円となるものであります。歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の減額によるもので、一般会計からの繰入金によりまして財源調整いたすものであります。

続きまして、議案第9号「令和6年度平生町下水道事業会計補正予算」について御説明申し上げます。収益的収入及び支出におきましては、共に予定額を3,101万4,000円減額し、5億5,665万3,000円とするものであります。資本的収入におきましては、予定額を2,334万円減額し、3億7,629万5,000円とし、支出の予定額を1,972万7,000円減額し、5億3,996万6,000円とするものであります。いずれも見込みに伴い減額いたすものであります。

続きまして、議案第10号「令和7年度平生町一般会計予算」について、御説明を申し上げます。一般会計の予算総額は、64億1,600万円でありまして、前年度比3億8,000万円、6.3%の増加となっております。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出から御説明申し上げます。

43ページからであります。

議会費につきましては、6,861万3,000円で前年度比217万2,000円、3.1%の減少であります。

45ページからの総務費は、10億8,512万2,000円で前年度比7,875万1,000円、7.8%の増加となっております。

一般管理費では、合併70周年記念事業として実施します功労者表彰に要する経費を計上いたしております。

48ページからの財産管理費では、公共施設等の更新や統廃合、長寿命化などに計画的に取り組むために必要となります個別施設計画の見直しに要する経費を計上いたしております。

49ページからの地域振興費では、第五次平生町総合計画の後期実行計画及び総合計画の策定に要する経費を計上いたしております。

また、関係人口の創出を目的としたイタリアーノひらおシティプロモーション事業の取組を引き続き推進するほか、PR活動を目的とした地域おこし協力隊員の配置や副業人材を活用したひらおファンクラブ事業の拡充に要する経費を計上いたしております。

なお、これまで諸支出金において計上しておりました共同運航事業を地域公共交通の一環として、本目にて計上することといたしております。

52ページからの地域交流センター運営費では、県の地域運営・交流等拠点整備支援補助金を活用した佐賀地域交流センターの改修のほか、大野地域交流センターにおいて、施設の改修に向

けた耐震診断に要する経費を計上いたしております。

54ページからの情報政策費では、引き続き自治体情報システム標準化事業やデジタルデバイス対策に取り組むほか、こども家庭センターの開設に伴う申請書作成支援システムの拡充設置や庁内グループウェアの更新等に要する経費を計上いたしております。

56ページからの賦課徴収費では、確定申告や住民税申告への対応や課税資料の管理、国税連携などにおいて活用する住民税課税支援システムの更新に要する経費を計上いたしております。

58ページからの戸籍住民基本台帳費では、現在、紙で管理している戸籍除附票等を、劣化による汚損等のリスク回避及び発行に要する時間短縮を目的に、電子化するための経費を計上いたしております。

59ページからの選挙費では、任期満了となる参議院議員及び県知事の選挙に要する経費を計上いたしております。

61ページからの統計調査費では、5年ごとに行われる国勢調査の実施等に要する経費を計上いたしております。

64ページからの民生費は、19億4,304万4,000円で前年度比1億4,740万5,000円、8.2%の増加となっております。

社会福祉総務費では、第4次地域福祉計画の策定のほか、現行の福祉タクシー事業を拡充し、バス利用も可能となるなどの見直しを図った外出サポート事業に要する経費を計上いたしております。

66ページからの老人福祉総務費では、高齢者福祉活動支援事業として、定期訪問活動への助成事業に加え、高齢者の外出機会の促進及び地域での交流を目的としたイベントの開催に対して助成する事業を実施するための経費を計上いたしております。

68ページからの定額減税補足給付金事業費では、令和6年度に実施しました定額減税の調整給付において、所得額の確定等により給付の不足が判明した方等に対して、不足額を支給する事業に要する経費を計上いたしております。

69ページからの児童福祉総務費では、子ども・子育て支援制度に関する経費のほか、こどもまんなか保育体制強化事業といたしまして、法人保育園における子育てサポーターの配置費用の助成に要する経費を計上いたしております。

70ページからの児童環境づくり推進事業費では、新たに設置するこども家庭センターに関する経費のほか、こどもの居場所づくり支援事業としまして、こども食堂を開設・運営する団体等への助成に要する経費を計上いたしております。

75ページの福祉センター費は、新設の目であります。これまで児童環境づくり推進事業費にありました本施設の管理に要する経費を分離したもので、このたびは床及び空調設備の改修に要

する経費を計上いたしております。

76ページからの衛生費は、6億6,604万1,000円で前年度比2億2,543万9,000円、51.2%の増加となっております。増加の主な要因は、これまで諸支出金にて計上しておりました上水道企業費を、上水道費として衛生費に移行したことによるもので、上水道費を除いた場合は前年度比8,189万円、18.6%の増加となるものであります。

77ページからの母子衛生費では、遠方における出産時の交通費等を助成する妊婦支援事業において、健診時にも対象となるよう制度の拡充を図ります。また、出産・子育て応援事業は、国による制度化に伴い、令和7年度から妊婦のための支援給付交付金事業として実施するほか、町独自の子育て支援政策でありますカンガルーノひらお育児応援事業につきましても引き続き実施することとしております。

78ページの予防費では、新たに带状疱疹ワクチンの予防接種を、定期接種として実施することとしております。

79ページの健康づくり推進事業費では、第四次平生町健康づくり計画の策定のほか、食生活改善推進員養成講座の実施に要する経費を計上いたしております。

80ページにかけての保健センター運営費では、1階の空調設備の更新を実施することとしております。

環境衛生費では、引き続き電気自動車の購入に対する補助を行うほか、新たに飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成に要する経費を計上いたしております。

81ページにかけての環境保全費では、既存の危険空家等除却促進事業に加え、危険空家となる恐れのある空家を対象として、解体費用の一部を助成する老朽空家等除却促進事業を新たに実施することとしております。

82ページにかけての上水道費は、新設の目であります。これまで諸支出金にありました上水道に要する経費を移行しております。田布施・平生水道企業団の廃止に伴い、統合先の柳井地域広域水道企業団への補助金等に要する経費を計上いたしております。

清掃費では、周東環境衛生組合負担金における、清掃センターの基金積立及び建て替えまでの間施設を使っていくために必要な設備改修等に要する経費を増額して計上しております。

84ページからの農林水産業費は2億2,318万4,000円で、前年度比2,028万6,000円、10.0%の増加となっております。

85ページからの農業振興費では、オリーブ産地化推進事業といたしまして、オリーブ栽培の推進及びイベント等を通じてのオリーブ産地としての周知を図るほか、イタリア野菜の普及に向けた取組を推進してまいります。また、新規就農者への支援として、施設整備に対する補助に要する経費を計上いたしております。

87ページの土地改良事業費では、農業用水路等長寿命化・防災減災事業として、危険ため池の切開工事を実施します。また、かんがい排水施設整備事業として、老朽化した農業用水路の補修を行い、農業施設の機能改善を図ります。

92ページからの商工費は、6,028万円でありまして、前年度比340万6,000円、5.3%の減少となっております。

商工振興費では、産業まつりの開催支援や平生港の利用促進に係る補助事業を引き続き行ってまいります。

93ページからの観光費では、特産品販売補助事業といたしまして、観光協会による平生町産オリーブオイル等の特産品の販売に係る経費の補助に要する経費を計上いたしております。また、大阪万博情報発信事業といたしまして、柳井広域の市町と共同し、PR活動を実施することとしております。

95ページからの土木費は、8億410万4,000円で前年度比5,530万1,000円、6.4%の減少となっております。

土木総務費では、新たに示された浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの更新に要する経費を計上いたしております。

96ページからの道路橋梁維持費では、道路橋梁補修事業といたしまして、町道法面改修を実施するほか、橋梁詳細調査設計業務による橋梁の長寿命化を図る事業に要する経費を計上いたしております。

97ページの道路橋梁新設改良費では、単独町道改良事業として道路改良工事及び詳細設計等に要する経費を計上いたしております。

98ページの河川維持改良費では、単独河川改修費として河川改修及びしゅんせつに係る施工のほか、樋門ポンプの計画的な更新改修に要する経費を計上いたしております。

100ページからの住宅管理費では、火災による被害を受けた町営住宅の改修のほか、町営住宅整備事業としてホームタウン等の給水設備の改修や中村団地の解体事業に要する経費を計上いたしております。

103ページからの消防費は、4億4,881万円で前年度比1億1,992万5,000円、36.5%の増加となっております。

104ページからの防災費では、防災公園等の整備に係る実施設計業務のほか、防災備蓄品整備事業として、新たにワンタッチベッドや組立式給水タンクを加えた備蓄に要する経費を計上いたしております。また、トイレトラックを導入し、災害派遣ネットワークに参加するモビリティトイレ導入事業によりまして、大規模災害時のトイレ問題の解消を図ることとしております。

106ページからの教育費は、6億3,565万8,000円で前年度比1,075万5,

000円、1.7%の増加となっております。

108ページにかけての事務局費では、町立学校の将来の在り方に係る基本構想の実現に向けた取組といたしまして、新しい学校づくり準備委員会の開催等に要する経費を計上いたしております。

学校給食費では、学校給食集約化事業として田布施町学校給食センターの整備に要する経費のほか、学校給食センター委託事業として9月からの給食調理・配送に要する経費を負担金として計上いたしております。

111ページからの小学校費の給食費では、学校給食費無償化事業といたしまして、物価高騰に伴う保護者世帯の負担軽減を図るため、給食に係る費用を全額助成するための補助金交付に要する経費を計上いたしております。

112ページからの中学校費の学校管理費では、教室棟の改修事業として、外装補修や空調設備の新設及び更新に要する経費を計上いたしております。

115ページからの給食費では、小学校費と同様に、学校給食費無償化事業に要する経費を計上いたしております。

123ページからの体育施設費では、体育館屋根・外装改修事業としまして、施設の長寿命化を図るための工事に要する経費を計上いたしております。

126ページの公債費は、4億5,127万4,000円で前年度比1,737万円、3.7%の減少となっております。

127ページの諸支出金は、総務費及び衛生費への移行等により廃款いたすものであります。

また、公共施設照明LED化といたしましては、地域交流センターや学校、幼稚園の7施設においてLED化改修に要する経費を、各施設管理費目に計上いたしております。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

13ページからであります。

町税につきましては、全体で13億388万9,000円で前年度比では1,804万円、1.4%の増加となっております。所得給与の増加等による町民税の増額等を見込んでおります。

19ページから22ページにかけての地方譲与税及び各種税交付金では前年度の実績見込みや地方財政計画等を勘案し、計上いたしております。

23ページの地方交付税につきましては、地方財政計画等を踏まえ、全体で5,000万円、2.3%の増加を見込んでおります。

24ページにかけての分担金及び負担金は、1,226万5,000円で、前年度比では28.4%の減少となっております。

26ページにかけての使用料及び手数料は、4,088万1,000円で、前年度比では2.

2%の減少となっております。

27ページからの国庫支出金では、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額が要因で前年度比では1億6,566万3,000円、28.5%の増加となっております。

30ページからの県支出金では、主に農業用水路等長寿命化・防災減災事業に係る補助金の増額により、前年度比では4,748万8,000円、12%の増加となっております。

35ページの寄附金は、企業版ふるさと納税の増額を見込み、1.7%の増加となっております。

36ページの繰入金では、臨時的な投資的な経費の増加及び地域が抱える多様なニーズや諸課題の解決に向けた財政需要に対応するため、財政基金から2億2,983万4,000円を繰り入れます。なお、繰入れ後の基金残高は、2億8,141万2,000円となる見込みであります。

また、公共施設整備基金から1,435万円を繰り入れ、施設の長寿命化事業に充当するほか、その他の基金につきましては、各基金の設置目的に沿った事業に充当いたします。

繰越金は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

37ページからの諸収入は、1億7,598万2,000円で前年度比では2,425万円、16%の増加となっております。町営住宅火災復旧事業に充当します保険金が増加の主な要因であります。

40ページからの町債は、6億1,550万円で前年度比7,100万円、13%の増加となっております。体育館整備事業及び防災公園整備事業に伴う起債額が増額の主な要因であります。

前に戻りまして、10ページから11ページにかけて地方債の限度額等をそれぞれ記載しております。

なお、128ページから133ページに給与費明細書、134ページから135ページに債務負担行為に関する調書、136ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、令和7年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

午前9時56分休憩

.....

午前10時10分再開

○町長（浅本 邦裕君） 続きまして、特別会計予算について、御説明申し上げます。

議案第11号「令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」につきましては、予算総額は15億3,777万2,000円で前年度比3.9%の減少となっております。

主な歳出といたしまして、21ページからの保険給付費では、一般被保険者高額療養給付費は

前年度比5, 114万3, 000円の減少、一般被保険者高額療養費は前年度比1, 903万4, 000円の増加を見込んでおります。

24ページからの国民健康保険事業費納付金では、財政運営の主体が県であり、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として所要の経費を計上いたしております。

戻りまして13ページからの歳入につきましては、国民健康保険税では、一般被保険者国民健康保険税は、1億7, 822万1, 000円で前年度比2, 650万5, 000円の減少を見込んでおります。

歳出と同様に、財政運営の主体が県であるため、保険給付費等にかかる費用につきましては、県補助金へ相当額を計上いたしております。

16ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれの基準に従い計上いたしております。

17ページの基金繰入金につきましては、2, 191万円を計上しており、財政運営が主体が県であること、被保険者の保険税負担軽減などを踏まえ、年次的に計画的な繰入れを実施することといたしております。

続きまして、議案第12号「令和7年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」につきましては、予算総額は2, 335万1, 000円で前年度比9. 7%の減少となっております。

46ページの歳出につきましては、介護認定審査会運営のための所要の経費を計上いたしております。

45ページの歳入につきましては、田布施、上関、平生の3町の負担割合に応じた負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上しております。

続きまして、議案第13号「令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」につきましては、予算総額は13億3, 494万2, 000円で前年度比7. 5%の減少となっております。

主な歳出といたしまして、68ページの一般管理費では、第10期介護保険事業計画の策定に係る実態調査に要する経費を計上いたしております。

70ページからの保険給付費では、利用実績等を勘案し、介護サービス等諸費は前年度比9, 823万6, 000円の減少、介護予防サービス等諸費は298万円の減少を見込んでおります。

77ページの地域支援事業費の包括的支援事業費では、地域包括支援センターや認知症総合支援の委託事業費を計上いたすほか、地域における医療と介護の関係機関の連携強化を図るため、平生町、田布施町、上関町の3町による合同医療・介護連携研修会の開催に要する経費を計上いたしております。

戻りまして、63ページからの歳入につきましては、第1号被保険者保険料は前年度比で220万9, 000円の減少となっております。

65ページにかけるの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等

を踏まえ、それぞれ所要額を計上いたしております。

66ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれの基準に従い計上いたしております。

続きまして、議案第14号「令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」につきましては、予算総額は3億1,471万5,000円で前年度比1.4%の増加となっております。

主な歳出といたしまして、101ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分を合わせて、広域連合に納付するものであります。

戻りまして97ページの歳入につきましては、保険料は前年度対比で374万2,000円の減少となるものであります。なお、一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分を合わせたものであります。

以上で、令和7年度特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、該当いたします各予算の末尾に、給与費明細書をそれぞれ添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第15号「令和7年度平生町下水道事業会計予算について」御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出におきましては、収入及び支出ともに5億7,113万8,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、収入において3億8,846万2,000円、支払において5億5,146万7,000円を計上いたしております。

それでは、23ページからの収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入につきましては、営業収益の下水道使用料は人口減少や節水機器の普及等を勘案し、減額計上いたしております。

24ページからの支出につきましては、施設ごとに管渠費、処理場費に区分けをして、それぞれに委託料、修繕費等、施設の維持管理に必要な経費を含めて計上いたしております。

なお、新たに下水道事業計画区域見直し業務及び漁業集落排水施設機能保全計画策定業務を実施することとしております。

続きまして、27ページからの資本的収入及び支出につきまして、収入においては、公共下水道事業、漁業集落環境整備事業にかかる企業債、管渠布設工事等の元金償還に対する出資金、国庫補助金及び受益者負担金等を計上しております。

28ページの支出においては、宇佐木地区、大野北地区、曾根地区の整備予定箇所の管渠整備工事費を計上いたしております。

漁業集落環境整備事業費では、漁港海岸保全施設整備事業に伴うマンホールポンプ更新工事費

を計上しております。

なお、11ページから14ページに給与費明細書、15ページに債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、令和7年度平生町下水道事業会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、当該法律に条ずれが生じたことにより、これらの条項を引用している条例について法改正を行うものであります。

施行日につきましては、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第17号「平生町防災会議条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、田布施・平生水道企業団が、令和7年3月31日をもって解散し、柳井地域広域水道企業団に統合されることに伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、田布施・平生水道企業団を柳井地域広域水道企業団に改めるとともに、所要の措置を講じるものであります。

施行日につきましては、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第18号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、条例に規定する附属機関を削除するものであります。

改正の内容といたしましては、平生町立小・中学校の将来を展望した学校の在り方について調査及び検討を行う教育委員会の附属機関として今年度設置いたしました平生町の将来の在り方検討委員会について、平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想の策定に係る同委員会の答申をもって、所掌事項を遂行したとし、廃止するものであります。

施行日につきましては、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第19号「平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行による人事院規則が改正されたことを考慮し、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等

の見直し、及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るものであります。

施行日につきましては、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第20号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、条例に規定する各種非常勤の職員に対して支給する報酬額について所要の改正をいたすものであります。

主な改正の内容といたしましては、投票管理者及び投票立会人について、投票所の開設時間に応じた報酬額を定めることができるようにするため、消防団員については、総務省消防庁が示す基準額と均衡の取れた額にするため、産業医については、選任する医師との交渉により改める必要が生じたため、嘱託薬剤師については、同等の任務内容に対して近隣と均衡の取れた額にするため、それぞれの報酬額を改めるものであります。

施行日については、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第21号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、本年度の山口県人事委員会勧告に準じまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、県人事委員会の勧告に準じた給料表の改定及び諸手当の見直しに関し必要な事項を定めるため、関係する2つの条例について、改正をいたすものであります。

施行日については、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第22号「平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法の改正により創設された会計年度任用職員の勤勉手当支給を適用することに伴い、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給等に関し必要な事項を定めるため、関係する2つの条例について、改正をいたすものであります。

施行日については、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第23号「職員等の旅費に関する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担軽減を図るため、「国家公務員等の旅費に関する法律」が改正されたことを考慮し、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ、本条例の全部を改正し、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを図るものであります。

また、本条例の全部改正に伴い改正が生じる4つの条例について、本条例附則において改正をいたすものであります。

施行日につきましては、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第24号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、保険税率の見直し等に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、県から示された標準保険税率を基に、事業基金の活用を考慮し算定した保険税率について、平生町国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申結果を踏まえて改正した税率にいたすものであります。

施行日については、令和7年4月1日とします。

続きまして、議案第25号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、栄養士法の改正に伴い、内閣府令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されるため、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、各種施設の基準において栄養士の配置を求めている部分について管理栄養士を追加するものであります。

施行日につきましては、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第26号「平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、空家等の対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、所有者に対し、国・町の空家対策への協力を努力義務とする内容に加え、特定空家等になる恐れのある管理不全空家等に対する措置等について追加するものであります。

施行日につきましては、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第27号「平生町下水道条例の一部を改正する条例」を御説明申し上げます。

本条例につきましては、田布施・平生水道企業団が、令和7年3月31日をもって解散し、柳井地域広域水道企業団に統合されること及び下水道法施行令の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものでございます。

改正の内容といたしましては、本条例引用の田布施・平生水道企業団水道事業給水条例を柳井

地域広域水道企業団水道事業給水条例に改め、排水基準が定められた項目の内容を改めるものがあります。

施行日については、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第28号「平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、田布施・平生水道企業団が、令和7年3月31日をもって解散し、柳井地域広域水道企業団に統合されることに伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、本条例引用の田布施・平生水道企業団水道事業給水条例を柳井地域広域水道企業団水道事業給水条例に改めるものであります。

施行日につきましては、令和7年4月1日といたします。

続きまして、議案第29号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」御説明申し上げます。

本条例につきましては、山口県市町総合事務組合の共同処理をする事務及び規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決を必要といたすもので、本定例会に御提案をいたすものであります。

内容といたしましては、田布施・平生水道企業団の解散に伴い、令和7年3月31日限り、山口県市町総合事務組合から田布施・平生水道企業団を脱退させ、令和7年4月1日より、非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に下関市を加え、公平委員会事務を共同処理する団体に、柳井地域広域水道企業団を加え、交通災害共済事務を共同処理する団体に、山口市を加え、並びにこれに伴う規約の改正を行うものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第32. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村 武央君） 日程第32、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） それでは通告しています各種健診についての質問をいたしま

す。

平生町では、第五次平生町総合計画に沿って、町民一人一人が生涯にわたって活躍でき、幸せを実感できる町を実現するために、各種健診への取組がされています。内容はメタボリックシンドローム予防を目的とした特定健康診査等事業や歯科健診、そして、がん検診等の各種健診や若者健診事業などがあります。

令和7年度が第三次平生町健康づくり計画の仕上げの年となります。各種健診への取組状況はいかがでしょうか。その目的や受診率、そして、成果に対する課題は何かをまず質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問いただきました4つの事業について説明をさせていただきます。

1点目は、特定健診診査等事業についてでございます。国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人を対象に、内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病対策を主な目的とし、健康診査と義務づけられた保健指導を行っております。

特定健康診査受診率は令和5年度で35.3%であり、微増で推移し、特定保健指導の実施率は令和3年度の27.3%から令和4年度では71.0%と上昇しております。5年度では47.9%であり、高い水準を維持しております。

特定保健指導実施率上昇の要因として、令和3年度から、指導ではなく支援・お手伝い、対象者が考えている取組に対して褒めるの2点の方針を掲げて取り組んだことによりです。保健師と管理栄養士が対象者と同じ目線に立ち、対象者自らが健康づくりの意識を持つことができるように、対象者と良好な関係づくりを築いております。

令和4年度からは保健センターに来所していただき、健診の結果について面談を行い、伴走することで対象者の不安を軽減させ、生活習慣の見直しのきっかけづくりにつなげており、引き続き受診率、保健指導実施率向上のため支援を行ってまいりたいと考えております。

2点目の歯科健診につきましては、国民健康保険対象者に歯周病予防、早期治療の促進、口腔に関する正しい知識の普及を目的として実施しております。令和5年度から集団検診と併せて実施していることで、令和4年度以降と比較すると受診率は増加しているものの、令和5年度受診率は5.7%であります。

歯周病の予防を行うことで、体全体の様々な病気のリスクを下げることにつながるため、課題である受診率の向上に向けて、意識の向上・普及啓発に引き続き取り組んでまいります。

3点目のがん検診等につきましては、がんの早期発見と適切な治療につなげること、早期治療のための普及啓発を図ることを目的として実施しております。

受診率は、胃がん・大腸がん・肺がんは、いずれも5%前後で推移しており、子宮頸がん・乳がんにおいては15%前後で推移しております。未受診者には個別に勧奨を行うなどの取組を行

っておりますが、受診率が課題であると考えており、意識の向上・普及啓発に引き続き取り組んでまいります。

4点目の若者健診につきましては、18歳から39歳までの健康診断を受ける機会のない人を対象に定期的な健康診断の受診を促し、健康意識の向上・将来の生活習慣病の予防を目的として実施しております。令和元年度から実施しており、受診率は2.0%であります。課題は、受診率で、若い頃からの健康意識の向上・生活習慣病予防対策に取り組んでまいります。

令和7年度では、8年度から向こう5年間を計画期間とする第四次平生町健康づくり計画を作成することとしておりまして、受診率の向上・普及啓発など、課題解決に向けて自分の健康に関心を持ち、自分の健康は自分が守るという意識をつくり、健康維持を自分のこととして考えられる体制づくりを行いながら、健康増進・食育推進を図り、健康寿命の延伸に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 今の特定健診の集団検診の際、受診者全員の個別面談や保健指導の対象者に、指導ではなく、支援や褒める・認めるという本人の気持ちに沿った良好な関係づくりをされていることをお伺いして、大変大切な取組と評価しております。また、それが受診率の高さにも影響しているようです。

若者受診は、ちょっと受診率は低いのですが、青年期からの健康づくりに対する意識づけ、そして、切れ目のない健康支援となりますので、受診率の向上対策を期待しております。

受診することで、病気の早期発見・早期治療につながり重症化が防げます。自分の健康に関心が向き、生活習慣の改善につながるなど、検診は大切な健康への入り口です。

健康受診率を上げる提案を私から1つしたいと思います。骨粗鬆症の検診を追加できないかです。これについては、令和6年度から骨粗鬆症の検診、そして歯科受診、眼底検査を選択可能としてます、国のほうで。以前、眼底検査も平生町してた頃もあります。歯科健診も今やっておりますけれど、骨粗鬆症はいかがでしょうか。

この検診は、健康増進法に基づき、全国の約6割の自治体が実施しています。骨密度の低い人は骨折のリスクが高く、車椅子や寝たきりの生活を招きます。症状は、痛みなどの自覚症状がないため、検診での早期発見が有効とされております。

平生町は県内でもトップクラスの寿命を誇っています。さらに健康寿命を延ばすために、骨粗鬆症の検診を追加することは考えられないかお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

骨密度の測定とかも考えていかなきゃいけないなどは思いますけど、いずれにいたしましても、健康寿命の延伸、それから、健康に対する関心を持ってもらえるよう受診率の向上に向けまして、あらゆる方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 検診の受診率をしっかりと上げて、早期での保健指導や治療につながることで、日常生活の充実や医療費抑制にもつながります。疾病予防や健康づくりに関心を持つことは、生き生きとこの地域で暮らせることに結びついています。一人当たりの医療費は増加傾向ということです。医療費の適正化に向けても健診の意義は大きいと思います。

がんや生活習慣病及び介護が必要となる疾病の予防対策を充実させることにより、健康寿命を延ばし、生涯にわたって心身ともに健康に暮らせるよう一層の取組を期待いたしまして、1つ目の私の質問は終わります。

それでは、2つ目の町職員の人事育成及び人事管理について質問いたします。

地方自治体を取り巻く行財政環境は、地方分権の進展や三位一体の改革をはじめとして、様々な制度改革のため厳しい状況に置かれています。その流れの中、平生町役場でも職員数の定員適正化計画により、職員の削減が進められてきました。その結果、限られた人数の下、複雑多様化する行政課題や住民ニーズに対応していかなければなりません。

第五次平生町総合計画のテーマである「自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生」を実現するためにも、職員の人材育成及び人事管理は待ったなしの重要な課題です。そのために、平生町職員人材育成基本方針や人事評価制度が定められています。そこで、次の4点について質問いたします。

まず、職員研修の実績と成果についてお尋ねいたします。

一人一人の能力をいかに引き出し最大化していくかなど、職員の研修計画によって取り組まれていると思います。その実績と成果を質問いたします。

次に、管理職登用の取組についてお聞きします。

先日、新聞の記事に管理職の成り手不足が取り上げられていました。春は人事異動のシーズンです。平生町役場の管理職人事は大丈夫でしょうか。管理職に求められる能力と育成方法と実情を質問いたします。

3番目は、女性の登用についての取組をお尋ねいたします。

国連が女性の権利向上や差別撤廃を目指し、国際女性デーを制定しています。この3月8日が50年の節目の年となっております。また、均等法から40年たちましたが、日本においてはまだまだ女性にとって厳しい状況です。

そうした中、第4次平生町男女共同参画プランには、女性職員への取組として、女性活躍推進法に基づき管理職の登用や職域拡大に努めるとともに、女性職員等の計画的な人材育成に取り組むとあります。どういう取組をされているのでしょうか。

また、成果指数として、令和6年度の目標では、管理職への女性割合は15%となっています。女性管理職登用率と全職員中の女性割合もお答えください。

4番目は、人事評価制度の現状と課題を質問いたします。

職員の能力や実績を的確で公平に評価する指数は整っているのでしょうか。産休や育休、短時間労働などの評価はどのようにされているのでしょうか。公正な処遇が確保され、能力が十分発揮できるような評価制度になっているのかお伺いいたします。

以上、4点。研修の実績と成果、管理職の登用及び女性の登用への取組、そして人事評価制度についてお答えください。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

まず、職員の人材育成に関しましては、平生町職員人材育成基本方針を定めて取り組んでおります。基本方針では、求められる職員像を、自らの強みを生かして挑戦し町を笑顔にできる職員としておりまして、必要とされる姿勢や能力の向上には職員研修と、その職員の能力を發揮させる人事管理が重要であると認識をいたしております。

まず、職員研修につきましては、毎年度、職員研修実施計画によりまして各種研修に職員を参加させることとしており、職場研修としては、町独自で行う全職員を対象とした全職員研修会と、新規採用職員を対象とした新任職員研修を実施をいたしております。職場外研修の派遣研修といたしましては、山口県ひとづくり財団のほか、全国市町村国際文化研修所主催の研修などに職員を派遣しております。

令和5年度実績では、全職員研修を6回、新任職員研修を1回開催しており、延べ449人が参加をしております。

派遣研修につきましては、山口県ひとづくり財団が実施する研修は、職務階層ごとに必要とする知識・能力を高める階層別研修に20人、そのほか事務能力向上の研修に41人が参加、全国市町村国際文化研修所の国際文化アカデミーが行う研修には、自治体財政運営の理論に関する研修などに2人が参加しております。

また、県町村会の町職員先進地視察研修として、岩手県における東日本大震災の復旧・復興、防災に関する研修に2人が参加するなど、派遣研修では延べ72人が参加をしています。

本年度においては、先ほど申しました各種研修に加えて、総務省自治大学校の第2部課程に1人を派遣しております。この研修は、約2か月半にわたり総合的な政策形成能力や行政管理能

力を育成するもので、将来の幹部候補生を要請するものです。この研修には全国の市町村から研修生が参加しており、研修生同士の交流を深め、人脈を広げる機会としても期待しているところ
です。

研修は受けて終わりではなく、受講後にいかに職場で生かしていくことが大切です。受講した職員が研修結果を実践し、研修で学んだことの整理、振り返りを行うことによって、研修で得られた知識やスキルなどの定着が図られるものと考えております。

また、そのためには研修成果を実践できる機会や環境を整えることも大切であるとの認識をしており、人材を効果的に生かせるような人事管理に努めてまいりたいというふうに考えているところ
です。

管理職の登用にあたりましては、管理職に求められる能力としては、一般的にはリーダーシップを
発揮しながら、業務の管理をはじめ、部下の育成・支援・意思決定・コミュニケーション能力など、仕事と人のマネジメント能力が要求されるものと考えております。

さきに申しあげました職員研修における職に応じた階層別研修にも参加させるなど、職務階層
ごとに必要とする知識・能力を高めていく取組を行っているところでございます。

昨今、自治体のみならず、日本社会全体に管理職になりたくない敬遠する人の増加が見受け
られます。

管理職を敬遠する理由といたしましては、責任の重さ、仕事の増加、ワークライフバランスの
影響、処遇の問題など、働き方改革や価値観の多様化によりまして、管理職候補となる若手中間
層の価値観にマッチしなくなってきたことが要因と言われております。この状況が続いた場合に
は、持続的な組織運営に関わる問題にもなるものと懸念をしているところでございます。

本町における対応といたしましては、管理職候補となる職員に対しても、職員研修を活用して
様々な知識の習得やスキルを磨き、自信に変えていくことで管理職の登用に対する不安を打ち消
すことが大切だというふうに考えております。

また、今の管理職が生き生きと働いている姿、魅力的な管理職の職員像を若い職員に見せてい
くことも大切であると認識をいたしております。

そのためには、業務負担を軽減させるほか、管理職としての研さんを重ねながら意識改革を促
していく取組も必要となります。長期的な取組となりますが、若い職員が管理職を目指したい、
やってみたいと思えるような職場づくり・環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えてい
るところでございます。

次に、女性の登用でございますが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活
躍推進法が施行され、この法律の規定に基づき、地方公共団体では、事業主として仕事と家庭生
活の両立及び女性職員の活躍について、職場を掲げて支援する環境を整備していくことを目的と

した特定事業主行動計画の策定が義務づけられ、本町では現在、令和2年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とした計画を策定しているところでございます。

同計画では、管理職における女性職員の割合を令和7年度に15%とする目標を掲げておりますが、令和7年3月の現在の管理職29人のうち女性は4人で13.8%となっており、この目標には届かない状況となっております。

現在、県教委から派遣職員を含めた常勤職員は130人で、うち女性職員は47人、割合は36.2%となっています。近い将来、管理職候補となる班長・主査職では、34人のうち12人が女性であり、その割合は35.3%を占めており、政策や意思決定を担うポジションへの女性登用は今後増えていくと見込んでおります。

男女共同参画社会の実現に向けまして、男性と女性といった性別に関わりなく、各職員が持てる能力を十分に発揮できるよう人材育成に努めるとともに、様々な経験を積む機会や研修についても男女の区別なく参加はさせたいと考えております。そういった取組を行いながら、女性の管理職への登用に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、人事評価制度でございますが、人事評価制度は、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図ることにより、より高い能力を持った職員の育成と組織全体の士気高揚、公務能力の向上によって住民サービス向上の土台をつくることを目的とするものでございます。

本町といたしましては、同制度の実施にあたり、職員の人材育成を優先的に考慮すべきものと考えており、職員個々の能力開発が進む中から職員間の自主的な取組を触発され、組織の活性化につながるよう期待をしているところであります。

今の課題につきましては、本町では評価方式の一つとして、期首に職員個々で目標を設定し、期末にその目標達成度を自己評価し、その上で所属長などの評価者において評価する業績評価を取り入れております。この業績評価につきましては、本年度においては目標設定の仕方及び達成度基準を変更し、評価の幅を持たせることで、より職員の強みや改善点を明確にするとともに、部下の育成支援の充実を図るため、実施方法を見直し施行しております。

ただ、被評価者から見直しによって目標設定の難しさや、適切な達成にできたかどうかなど懸念をする意見も出ているところであり、それを受けまして、新年度においては被評価者向けの研修を行い、実施方法の定着を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後におきましても職員の人材育成につながる効果的な評価制度の構築を目指して、引き続き検討し、見直しを重ねてまいることといたしております。

以上です。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を11時10分、11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 先ほど、研修についてはどのように生かすか、実践して振り返りというようなお言葉がございました。研修の成果を生かすことのできる、提案できる場は用意されているのでしょうか。職員の力発揮事業として予算組みは考えておられないのかお尋ねいたします。プレゼン能力の開発にもなりますし、小さな成功体験が人を育てていくと思います。

また、町長への報告はありますか。文章での報告はあるように聞いておりますが、町長へ話すことで、話す力、まとめる力、コミュニケーションスキルを磨く機会にもなると考えます。

町長は、総務省の時代に県庁や地方自治体でたくさんの経験を積まれています。平生中のキャリア教育で講師も務められておりました。その経験の中で、人材育成について町長としてどのように行動されているのかお尋ねいたします。

管理職については今いろいろお答えがございましたけれど、本当に苦勞ばかりが多くて割の合わないポジションではなく、目的を持ってそれが達成できる位置にいる、それを使ってこれまでの恩返しの意味も込めた働きのできる場所にと意識づけ、しっかりお願いしたいと思います。やりがいのある管理職になっていただきたい。それをロールモデルに、しっかり皆さんが管理職を目指すようなロールモデル、先ほども町長おっしゃってましたけれど、が必要だと思いますので、その出現を期待しております。

女性を戦力として正當に評価し、能力を発揮できる環境整備を進めておられることとは思います。女性の管理職の多い職場は、求人においてもポイントが高く、また、女性が働きやすいということは男性も働きやすい職場となるので、定着率も上昇すると言われております。

昨年、委員会で長崎県の長与町に視察研修に行きました。対応された説明者の6人のうち女性が5人、議会事務局の職員も2人女性でした。全て係長以上の役職でした。唯一の男性職員にそのことを聞くと、うちは女性管理職がたくさんいますと胸を張って答えられました。性別を問わず能力のある人が活躍できる職場環境がつけられていることを羨ましく思いました。

本当に、各部署に行ったんですけど、女性がはつらつとして働いておられました。その女性管理職の登用率は25%、全職員の女性割合が38.8%でした。

町行政には地域で率先垂範する役割も求められています。女性の参画を進めるために、行政自らが率先してポジティブ・アクションを推進しておられることも考えられていますか。

これまで女性に対する評価や育成が進んでおらず、次の管理職も、管理職となるポジションに

女性が少ないように思います。男女間の格差を改善するために、昇任の機会を積極的に提供する積極的改善措置、ポジティブ・アクションを起こす用意はできているのかお尋ねいたします。

人事評価制度については、見直しも考えられていますので、公平で透明性の高い制度設計をお願いしたいと思います。

以上、再質問をいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

いろいろとおっしゃられたので、ちょっと頭の中が整理できないんですけども、特に、研修は大切なことだろうというふうに私も思っております。

私も自治省時代、総務省時代、研修、何回も受けた記憶がございます。特に市町村アカデミー、千葉にある、あそこには5回ぐらい行ったんじゃないかな、地方公務員の方と一緒に勉強もさせていただきました。

また、自治大学で教授もやっていたときに、本当、2年でしたので、1年で約1,000人学生が入ってくるんです。2,000人の人とお付き合いをさせてもらったんですけど、やはり、地方公務員の方でも、すごい優秀な方ってたくさんいらっしゃるんですね。私たちと一緒に話をしても、そんなことまで考えているのかというようなことを、よく勉強させられてました。

したがって、私が町長になってすぐに自治大学校に行かせたんですね。これ毎年やろうということになってたんですが、コロナが、なっちゃって、この3年間、約4年間には行くことができなかったんですが、ようやくコロナも一通り落ち着いたので、今年行ってもらいましたけど、やっぱり、研修は聞くだけじゃなくて、集まった人たちとどういってお話をするか、私の町ではこういうやり方をやっているのよとか、うちの町ではこういうことが大変なんですよと。大体私もよく聞くんですけど、北海道とか東北の方と話すると、雪をどうするかという話をされるわけですね。

ただ、私たちの町では雪対策なんてほとんどやったことがないわけでございますので、そういう苦労話なんかを聞くと、やっぱりそういう町ではそういうことが大変なんだというようなことも勉強になりますし、ただ、同じやり方もたくさんあるので、それは特殊な例だと思うんですが、例えば行政的にどういまとめ方をしているのかとか、予算のときどうしているのかというような話をされることもありますので、それはいい勉強になると思っています。

やっぱり、視察にも行かれたということですけど、委員さんたちも視察に行かれているけど、うちは視察というのは少ないと私は感じています。

年に1回ぐらい町村会がやっているのについていっているぐらいですので、ちょっと増やさんといかんという、目的持ってですね、この町はこういうところがすばらしいところなんで、それをちょっと勉強しに行こうというような目的を持ってですね研修に、ただ見てくればよいという

んじゃないくて、目的を持って研修に行くというのが大切だろうというふうには思っております。

あと、いろんなことをおっしゃられましたけど、それらにつきましても、うちとしては考えていこうと思っております。いろんなことに対してですね。

とにかく、また、うちの職員から結構、予算のときには、こういうのをやりたいというのは出てくるんです。結構取り入れたこともありますので、取り入れる、皆さん本当に考えてくれてるので、職員たちの能力の向上というのは、図っていかないといけないとは思っていますが、皆さんよく頑張って勉強もしてもらっているみたいにも思っておりますので、これ以上に皆さんも頑張っていただけじゃないかなというふうには私に考えているところでございます。

答えになっているのかどうか分かりませんが、そういうことで、今後も職員の研修には力を入れていきたいと思っておりますし、女性の活用も、管理職になるべく多くの人を出したいなというふうにも思っておりますし、今、私になって採用しているの男性と女性、ちょっと男性のほうが多いぐらい、昨年だって男性6人、女性4人かな、五分五分じゃないけども、大体、たくさんの方を採用してきているつもりですので、これからもその方針でやっていきたいと思っておりますし、今の段階の方は女性の職員が少ないんですね。だから、これからどんどんどんどん女性の人が増やして、入ってもらえれば、その人たちがどんどんどんどん力をつけて、上の世代に行ったときには女性の管理職も増えてくるんじゃないかなというふうには私に考えているところです。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 要は、まとめますと、研修で提案したことが実現できる場の設定、しっかり予算をつけていただきたいということと、女性へのポジティブ・アクション、今から女性はどんどん女性割合が多くなって登用できるようになるだろうけれど、今までの少ない。今までの少ない中をどうしていくかというか、女性への引上げとしてポジティブ・アクションは起こせないだろうかという質問でございました。

また、町長には、町長、いろいろ考えていらっしゃると思いますので、その辺りのことをしっかり発信していただいて、対職員、対議員、対町民にしっかりいろんな話をさせていただけたらと思っております。

町長の言葉というのは、とても大きい力を持っております。以前、12月議会で河内山議員や河藤議員も言っておりましたけれど、本当に町長の言葉として、みんなの胸に響くような、落ちるような、そういった発言を期待しております。

また、人事評価制度はなかなか大変でしょうけれど、しっかり見直しをしながらやっていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

.....
○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君 代読 議会事務局書記） 本日、6番、赤松義生議員の一般質問を行うにあたり、口頭で質問することが困難であることから、議会事務局の藤田智典が一般質問を代読させていただきます。

おはようございます。日本共産党の赤松義生です。5か月間入院し、町民の皆様に、また、議会及び行政の皆様に御迷惑をおかけしたことにつき、この場をお借りして陳謝いたすものであります。

さて、日米首脳会談が行われましたが、国際秩序を踏みにじるアメリカの大統領に一言の批判もなく、ひたすらおもねる態度に終始するようでは、国際的な信用を高めることになりません。

それでは、通告に従って質問をいたします。

1、訪問介護の報酬遡って支援を。

自公政権が昨年4月に訪問介護の報酬を2から3%引き下げたが、その影響で倒産や休廃業、解散が過去最高の529社になったことが東京商工リサーチの調査で明らかになりました。

私は、昨年3月議会でもこの問題を取り上げ、そのときは総合事業での報酬を引上げで、事業所の運営を安定させるように訴えました。しかし、町長の答弁は処遇改善の取組の継続を含め、要望・現場の声を国や県に対して届けていきたいとのことで、何もよくなってはいません。訪問介護の事業所はコストの高騰に加え、介護の人材不足、そして、報酬のマイナス改定が事業継続を困難にしていると言えます。昨年引き下げられた訪問介護の基本報酬について、次期介護報酬の改定までの3年間の措置で昨年4月に遡り、その減収分を補助することを提案します。

介護給付費準備基金は当初予算の時点で約1億7,800万円となっているが、間違いありませんか。介護給付費準備基金は、これまでも安定的に増えてきています。新潟県の村上市では、この準備基金を取り崩して、次期報酬改定までの3年間の措置として事業者の支援に着手しています。財源は十分あるので町長の決断をお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

令和6年度の介護報酬改定におきまして、訪問介護サービスは引下げの改定が行われております。地方における社会資源は限られており、訪問介護サービスは在宅生活を送る高齢者にとって、非常に重要な基幹的サービスであると認識いたしております。訪問介護事業所の経営に影響が及ぼすのではないかと危惧をいたしているところでございます。

報酬改定の影響において、今現在、町内事業者から特段の意見等は寄せられておらず、訪問介護サービスの給付費は、利用件数、給付費額ともに横ばいで推移をしております。

また、町が保有しております介護給付費準備基金残高は、令和7年度当初予算編成後の数値としては、約1億7,800万円であり、御質問の残高として間違いはございません。

当基金は介護給付費の備えとして設置されており、事業者の支援に当準備基金を財源として減収分を補助することは基金の設置目的からできないものというふうに判断をしております。

町といたしましては、引き続き町内事業者の意見等をしっかり聞きながら、住み慣れた地域でその人に応じた適切なサービスが安定して提供できるよう、介護サービス全体における処遇改善の取組の継続を含め、国や県に機会を捉えて要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君 代読 議会事務局書記） 御回答ありがとうございました。

それでは、引き続き次の質問に移らせていただきます。

2、水道料金安定化事業補助金の増額を。

現在の平生町の水道料金は、世帯で20立方メートル使用で月5,130円、県下で田布施町とともに2番目に高い料金になっています。料金が高くなっている最大の理由は、弥栄ダムを水源にしていることにあります。

現在、県は水道料金安定化対策として、下関市や宇部市、山陽小野田市のように、直接ダムから取水する自治体の平均料金の1.5倍を超える部分を補助の対象にしています。このことにより、令和6年の当初予算では、県から313万6,000円の水化安定補助金が補助されています。

この制度は宇部や下関市の水道料金が月20立方メートルでおおむね3,000円であり、その1.5倍を超える部分、つまり4,500円以上の部分が補助の対象であるため、効果があまり実感できていません。

そこで提案ですが、補助対象部分は当面1.2倍に引き下げると、約3,600円を超える部分が補助対象となり、実感できる料金の引下げになると思います。1市4町の首長とともに、県に補助対象部分を1.2倍を超える部分に引き下げるよう対応することはできませんか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問のありました水道料金安定化対策費補助制度について御説明をいたします。

柳井地域は水道水源に恵まれておらず、大規模な干ばつも発生したこともあり、昭和57年に当時の1市9町、現在では2市4町になりますが、これらの関係市・町で柳井地域広域水道企業団を立ち上げ、広島県境の弥栄ダムを水源として、平成13年度から柳井地域広域水道企業団よ

り受水をしております。

このことにより水不足は解消されましたが、弥栄ダムからの遠距離導水施設などに多額の事業費を要したため、柳井地域広域水道企業団からの受水費が高額となり、このことが料金高額の大きな要因となっているところでございます。

山口県からは、こうした柳井地域の特殊事情に配慮をいただき、県内の水道料金格差を是正し、県民生活の安定を図ることを目的として、平成14年度に水道事業高料金対策制度を創設され、平成29年度まで支払いをいただきました。

また、水道事業高料金対策制度を終了した平成30年度からは、1市4町での要望により、新たに水道料金安定化対策費補助制度を創設していただきまして、現在に至っているところでございます。

水道料金安定化対策補助金は、前制度と同様に、水道料金が著しく高料金となっている柳井地域の水道事業に対して、県内の料金格差の拡大を抑える目的があり、令和6年度においては本町へ313万6,000円が交付されることになっております。

現在、この水道料金安定化対策補助金により一定の効果があるものと考えておりますが、水道料金は、人口減少などによる水道料金の減収や、水道施設の老朽化や耐震対策など大きな課題に直面をいたしております。

令和7年4月から1市4町の水道事業は柳井地域広域水道企業団に経営統合されますが、統合後も厳しい経営状況が続くことが想定され、今後さらなる広域化についても議論していくことが重要であると考えております。

赤松議員からの御提案につきましては、経営統合された柳井地域広域水道企業団の経営状況の確認も踏まえ、1市4町と連携・協議を図りながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君 代読 議会事務局書記） 御回答ありがとうございました。

以上、赤松義生議員の一般質問の代読でございました。

.....

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 通告に従って質問させていただきます。

1、上関町における使用済核燃料の中間貯蔵施設計画について、上関町では、昨年11月14日に現地でのボーリング調査を終え、今年の春以降に使用済核燃料の中間貯蔵施設の立地可能性調査が終わる見通しだと報道されています。

質問1つ目、12月議会以降の1市3町の首長会議の内容はどういったものでしたか。

山口県の村岡知事も、上関町からの要請も踏まえ、関係者への説明や十分な情報提供など、周辺市町の首長の声などに十分配慮した対応がされるべき、また、1つの市町村に原発と中間貯蔵施設が立地するケースは全国にない。全国にない形で加わることは不安感や負担感の増大につながると思うと述べられています。

前回の私の質問でも確認いたしましたが、周辺自治体の同意が必要であると県知事の発言があります。町長も認識していらっしゃるかと答弁いただきました。

質問2つ目、12月議会以降の1市3町の首長会議で、周辺自治体の同意が必要であると国や県への要望していくことを検討されたのでしょうか。現在の首長会議で協議されている内容についてお伺いします。

私たちの暮らす瀬戸内海に面したこの温暖で災害の少ない地域を守るために、また、これから生まれてくる子供たちに、何万年と管理しなければならない放射性廃棄物は、これ以上増やしてはいけません。人間が簡単に扱うことのできないものであるとの認識を持ち、ここに暮らす人の安心・安全を第一に考えていくべきです。そこで、町長のお考えをお聞きします。

質問3、平生町を守るために、例えば、平生町放射性廃棄物などの持込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例などを定める考えはありますか。

今後、上関町と周辺自治体が協力して、この豊かな自然を破壊せずに生かしていく、もっと広域での経済の活性化を考えていく必要があります。拒否条例はそのために役立つものと私は考えています。

このような拒否条例は、日本全国で北海道、岩手、宮城、岐阜、京都、和歌山、島根、高知、宮崎、鹿児島県の40近くの自治体が定めています。中間貯蔵施設であったり、最終処分場であったり、きっかけは違いますが、いずれも放射性廃棄物の持込みや原子力関連施設の立地を拒否する条例を定めています。

幾つかの自治体の条例を見比べてみました。そこには、いかなる場合も放射性物質などを持ち込ませないなどと基本施策を定めて、その自治体の立場を明らかにする宣言型の条例が基本となっています。

その中でも鹿児島県南さつま市、島根県西ノ島町、高知県東洋町の条例に共通しているのは、単に核関連施設は来てほしくないということにとどまらず、もっと積極的に現在と将来の住民と暮らしを守り、自然と調和した地域の発展を図ることを条例の目的に明記しているところです。

この条例の目的部分は、平生町の将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」にも通じるものがあり、また、上関町をはじめ、柳井市、周防大島町、田布施町の町の将来像の方向性にも合っています。こうした土台に立てば、拒否条例についても、広域的なまちづくりとの関

連として、首長会議で議論を重ねていくことはできるのではないのでしょうか。

上関町への原子力発電所計画、今回の使用済核燃料の中間貯蔵施設計画は、この選択肢しかないと考えている上関町民の方にとっても提案できることです。

ここ平生町は、上関町と、土地も、海も、水も、空気も、人も、ずっとつながりがある場所です。決して他人事ではありません。

私が今回、拒否条例の制定を提案したのは、県知事に周辺市町の声として届けたいと考えたからです。自分たちの町の在り方はそれぞれの町で考えてやっていく、基本はそれでいいと思います。しかし、上関町での使用済核燃料の中間貯蔵施設計画についての影響は広域に関わります。そこを再認識してもらって、このような拒否条例を定めることができないかお伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

上関町の中間貯蔵施設につきましては、以前から御答弁させていただいておりますとおり、柳井地区広域圏の柳井市、周防大島町、田布施町の首長と連携をし、1市3町による首長会議で対応方針等について協議を行ってきているところでございます。

令和5年11月13日に第1回の会合を持って以来、近隣自治体として、また、上関町を含む柳井地区広域圏の構成自治体として、この問題に向き合ってまいりました。

12月議会以降の1市3町による首長会議につきましては、令和6年12月24日に柳井市で開催をいたしております。

協議の中では、1市3町それぞれの状況などについての情報共有、意見交換を行っております。その中で、周辺自治体の同意が必要であることを県や国へ要望することについては話題提供したところでありまして、周辺自治体の理解というものも大変重要な要素だと考えているとの山口県知事の発言要旨についても、首長の皆さんで認識を共有していると思います。

これまで周辺自治体に対して、しかるべきタイミングで国や事業者から説明をしてもらう必要があるもの、上関町に対する説明会より前に説明を受けることは、順序としてはないというのが共通認識でありました。

しかしながら、周辺自治体の住民の不安など考えると、上関町と我々1市3町の置かれている立場は異なるとの認識の上で、別々の手続として切り離して考える段階に来ているとの協議となりました。

以前から申し上げますとおり、中間貯蔵施設の整備は、国全体のエネルギー政策の根幹に関わる事業でありますので、我が国のエネルギー政策に責任を負います国や電力会社、電力事業者によりまして、立地自治体だけでなく、周辺自治体を含めて、その影響を受ける自治体への丁寧かつ慎重な対応をお願いしたいと考えておりますし、そのことは協議の中でも改めて共有をい

たしております。

続きまして、平生町放射性廃棄物等の持込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例を定める考えがあるかとの御質問でございますが、全国でも幾つかの自治体において同様の内容の条例を制定されておられるようです。

これらの条例を拝見すると、条例の名称や構成などは若干の相違はありますが、いずれも放射性物質等の自治体への持込みを拒否するとともに、原子力関連施設の自治体への立地や建設に対して反対する内容であると認識をいたしております。

現時点では、中間貯蔵施設建設計画に関しましては、中間貯蔵施設が上関町に立地できるかどうかの可能性に関する調査が行われ、分析がなされている途中段階であろうと思っておりますし、本町での原子力関連施設の建設の予定もございませんので、原議員の御指摘の条例の制定については検討していない状況でございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 再質問をいたします。

1市3町の首長会議では、上関町より先に国や県、事業者から説明を受けると決まったようですが、それはいつ頃開催予定でしょうか。

2つ目、以前も1市3町の首長会議で協議してもらいたいとお願いをしていましたが、原子力発電や中間貯蔵施設に反対の立場や、危険を唱えている方からの説明会については協議されたのでしょうか、どうなっていますか。

3つ目、拒否条例について、先ほど検討していないというふうに御回答をいただきましたが、平生町のまちづくりの発展を考えたときに、町長は条例の制定に必要性を感じませんか。

4つ目、山口県知事である村岡さんへ、平生町の思いはどうやって届けたらよいとお考えかお聞かせください。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、開催予定というのは、国からとか、それから事業者からということですが、今のところ予定としては立っておりません。また、今後、首長会議で決定していく事項だろうというふうに思っております。

それから、町民の皆様にも、ぜひ、この上関の核燃料の中間貯蔵施設についても、説明はやっぱりやっていかないと、皆さん不安になると思っておりますので、時期はまだ明確ではありませんけれど、とにかく国と事業者の方でやってもらうということはまず前提で、それを踏まえて、町民に対してどうするかというのを、そのときに決めていこうということになるかと思っております。

それから、周辺自治体の同意ですけれども、これについては、先ほども言いましたとおり、知事

も言われているのは、皆、そのときは協議もしておりますし、そのことについて今のところ、どのような対応をするかというようなことはまだ議論になっておりません。まず、説明を受けてからというような方針であろうと私は考えております。

それから、例の条例でございますね。条例とはですね、地域における課題を解決するため、または地域の住民がよりよい生活を送るために議会の議決を得て、制定されるものであるというふうに思っております。

町民の皆様に大きな影響を与えるものについては、町民の安全・安心を第一に考え、町民の生命・財産を守るという立場から慎重に検討していきたいというふうに考えておりますし、中間貯蔵施設の周辺自治体である柳井地区広域圏の柳井市、周防大島町、田布施町の首長と情報共有、連絡を図り、協議や検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） すみません、答弁をしていただきたいところの2つ目の、1市3町の首長会議で協議してもらいたいという項目に、原子力発電所や中間貯蔵施設が危ないよというふうに言われている方たちからの説明会は予定をされているのか。1市3町の首長会議では、国や事業者からのその説明は受けたほうがいいね、上関町より先にと話にはなった。ですが、私は、反対の立場からの人の説明会についてはどうなっていますかという質問を先ほどはさせていただきます。それをもう一度伺いたいということと、それから、まだ今、開催時期、国から、事業者からの説明の開催時期は未定だということと伺って、3つ目の拒否条例のことについてですが、今、町長がおっしゃったみたいに、よりよい生活のためにということで考えれば、先ほど私もお伝えしましたが、やはり、まちづくりには欠かせないことであります。

町長がおっしゃるように、今、平生町に原子力関連施設の立地だとか放射性廃棄物の持込みであったりはない。ではあります、影響はあると思うんです。先ほどもお伝えしました、いかなる場合も放射性物質などを持ち込ませないなどという基本政策を定めて、自分たちの自治体の立場を明らかにする宣言型の条例というふうにお伝えしたんですが、そのところをもう一度考えていただいて、1市3町の首長会議でも、町の住民の暮らしを守るために拒否条例の制定について、提案や協議をしてみてもどうかということを知りたいと思います。

そして、先ほどの4番目の質問に、山口県知事へ平生町の思いをどうやって届けたらよいかというのは、国からの説明を受けてからが御回答ですか。3点お願いします。

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、建設に反対の人からの意見を聞くべきじゃないかということですが、まず、国のこれ、エネルギー政策ですから、国から、もしくは事業者から説明を受けなくて、反対の意見だけを聞くというのはいかがなものかなと。

賛成の方の意見も聞かなきゃいけないし、それをどのようにしていくか、それは分からないですよね、人それぞれ皆発想違うんですから、反対だという人もいらっしゃれば、賛成だという方もいらっしゃると思うし、それを踏まえてまず、でないと、反対だけの意見を聞こうということではできないというふうに思っております。

それから、条例についてはですね、やっぱり1市3町で、これも今後の話合いの中でお話をさせていただきたいと思っておりますので、そうしていったいこうと思っております。

それから、あと何だったっけ、何かありましたっけ。

（「地域の要望、知事への要望」と呼ぶ者あり）

○町長（浅本 邦裕君） 知事への意見を申し上げるといことは、これはまだまだ1市3町で決まっておられませんので、どういう回答にしようかということも含めて、これも協議の中で決めていくことかと思っております。私一人でこうですということは言えないと思っております。

とにかく1市3町で首長会議を開いて、その都度そういうことに対しての結論を得ていくのが筋じゃないかなというふうに思っておりますので、そうしてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 質問を私がうまくまとめられていなかったのもあるのですが、町長からの御答弁はちょっとずれていたかなというふうに感じていて、ちょっと残念です。

2番目の質問に移ります。中学校の。

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を13時、13時といたします。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 一般質問2問目、中学校の部活動地域移行について質問いたし

ます。

私は、先日、平生町PTA連絡協議会研修会に出席しました。そこでは「どうする？部活動改革～運営団体の育成が鍵～」と題して、神戸親和大学の松田先生のお話を伺いました。

平生町では、中学校が1つということで、生徒会を含めて部活動をどうしていくかを提案され、卒業生も、保護者も、地域の方も、教職員の方も、当事者意識を持つことの大切さを御指摘いただきました。幼少期から小学生、中学生、高校生から高齢者と、町民皆さんが関われる地域クラブ活動をつくっていくそのビジョンも示していただきました。

後半は、問題点の整理として、参加者が幾つかのグループに分かれ、グループワークをしました。令和7年度から、できる種目から地域移行するという目標がある。それに向けて重要度、緊急度の高いもの、気になっていることなどをグループごとに書き出し、仕分けしてみました。そのときに出てきた一部を紹介します。

部活の教育的意義の継承、活動機会の確保の方策、クラブチームとの関わり、いつまでにどのように計画するのか、保護者・地域の理解度のアップ、選手・競技部活の人数確保、平生町だけでできるのか、今まで中学校で使っていた道具や場所は使えるのか、親の費用負担が多くなると思うので、送迎など交通費の負担をしてもらいたい。やりたいことの選択肢が増えそうだが金銭的には選択肢が減るのではないか、指導者の確保・指導者への謝礼・経費をどうするのか、全て自己責任となるのかなあなどです。ほかのグループでもたくさんの目標や課題が出ていたと思います。この会場に集まられた方は、保護者をはじめ、現在、部活動指導員として指導されている方、学校関係者、周辺地域の関係者がいらっしたそうです。

私のところに届いている保護者の方からの声、自分の子供が来年度から中学生になる、部活についてよく分からないこともあり、町外のクラブに通うことにしている。学校説明会のときの説明だと、初めて聞く保護者には分かりづらい内容だった。現在活動中の部活については、来年度も継続します。でも、それより後はどうなるんだろうなどです。新中学生の保護者から、情報不足、説明不足の声を耳にします。

情報提供の方法やタイミング、回数は十分なのでしょうか。周辺市町との差や、外部で、クラブ活動をしている場所で、それぞれが聞く情報の差、その中から平生ってどうなのと不安や心配になるのではないのでしょうか。

国や県の方針もあると思いますが、平生町の部活動の地域連携、地域移行の現状と、これからはどうなっていくのか質問させていただきます。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、中学校部活動の地域移行についての御質問にお答えさせていただきます。

初めに、本町の中学校部活動の地域移行についての方向性、これについてお答えをさせていただきます。

原則、現状の部活動は継続します。部活動を継続する中で、休日については部活動指導員など、地域の指導者の単独指導による部活動を現在できる種目から進めているところです。そして、将来的には、この休日の地域の指導者による部活動について、地域クラブ活動への移行を考えております。

そして、生徒の活動機会の確保、先ほども申されましたけれども、この観点から、平日を含めた部活動の廃止は現状では想定をしておりません。

新たな地域クラブ活動の在り方等について、国や県の方針ということでは、令和4年に総合的なガイドラインが国において策定されて、令和5年には山口県の方針が策定されています。

本町においても令和3年度から検討委員会を設置し、昨年3月には平生町新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針、これを策定・公表し、休日の学校部活動の地域移行に向けて、改革推進期間を定めて取組を進めてきているところです。

そうした中、町教委では2月7日に行われました平生町PTA連絡協議会研修会において、このことについて、先ほども質問の中で御指摘がございましたが、保護者の不安や心配を改めて受け止めさせていただき、検討委員会委員等の関係者の中での、先ほどの方向性の共有は図られていますものの、広く保護者の方々の理解については、その周知不足を痛感したところでございまして、2月20日には私と中学校長の連名で、6年生の保護者宛に、現状の部活動は継続することなど、要点を文書で発出をさせていただいたところでございます。この方向性と現在の状況について、これからも確実に広く周知・理解を進めていかなければならないと、このように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 再質問いたします。

小学校の高学年になると、子供たちは中学校に行ったら部活と勉強を頑張りたい、何の部活がいいかななどと、それぞれの思いを胸に抱きます。そのときに、各御家庭にどんな情報が中学校から届いていたら不安にならないか、声を聞かれ想像していただき、今後も御対応ください。

学校部活動の時間の確保についても、大人の都合だけで物事が決まって進まないように、配慮をお願いできますか。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、大人の都合だけに偏らないよという御指摘ですが、当然そのことは頭に置いて、今進めているところです。ということで、少し今の部活動の現状であるとか、小学校5年生から中

学校2年生までのアンケートを実施していることであるとか、広域での連携ということであるとか、そういったことの実情をちょっと話をさせていただいて、決して大人の都合だけでは進めていきませんよということについてお答えをさせていただこうというふうに思います。

まず、部活動の現状についてでございますが、現在、活動種目は運動部が7種類、そして文化部が2種類でございます、このうち6種類の部活動に、今年度は14名の方を部活動指導員として配置をして、教員と連携しながら単独による指導の場面も多く見られるようになってきています。

また、運動部活動のうち団体種目については、近年の少子化によりその維持が困難となり、募集を一旦停止せざるを得ない状況も生まれてきている、そのような状況もございます。

そして、小学校5、6年児童及び中学校1、2年生を対象に、2月の12日から2月の25日の期間に、将来に向けて継続して活動できる環境の確保ということで、子供たちの意見や要望の収集を目的にアンケートを実施しています。アンケートの結果については集計中ですので、速報値の中から一部紹介をさせていただきますと、まずは、部活動指導員による指導について、多くの生徒が専門的な指導が受けられることを、よかった点ということで取り上げてくれていると、このことが上げられます。

また、現在中学校の部活動に参加していない生徒、大体15%程度いるわけですが、その15%程度の生徒のほとんどはクラブチームなどに参加している、そのような状況が見られますが、小学校5、6年児童のうち30%を超える児童が現在、スポーツ文化活動をしていないと、このように答えておまして、そして、30%近くの児童が中学校の部活動には入部しないと、このように答えている状況も見られ、このことは、これからの活動機会の確保であるとか、活動環境づくりに関して十分に考慮していかなければならないことと、このように考えられるというふうに捉えています。

そして、そういうことも含めて、広域での連携ということになってまいりますが、この広域連携を視野に入れた近隣市町との協議についてでございますけれども、近隣の1市3町とは情報交換や研修会の開催を通して連携を図っています。

今年度は8月と10月に本町と田布施町で、スポーツ庁から地域スポーツクラブ活動アドバイザーという方をお迎えして、座談会であるとか広域研修会を開催しました。2月に行いました先ほどの平生町PTA連絡協議会研修会にも各市町の担当者が参加をしておまして、他市町と連携した段階的な体制の整備について、今後も継続して検討を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

初めに、本町では部活動を継続しますよということと、そして、休日の活動について、まずは地域の指導者の単独指導による部活動から、将来的には、ここを地域クラブ活動へ移行していき

たいと、このようなことを申し上げました。

このことを実現するためには、御質問の中にもございましたけれども、指導者の量の確保のほかに、特に地域クラブ活動への移行については、活動費の適切な設定や保護者負担の軽減をはじめ、種目ごとにある地域クラブそれぞれの活動を統括する運営団体の整備など課題がございます。課題はございますが、町教委では検討委員会や近隣市町との協議を継続して、また、広く保護者の方々の理解も得ながら、引き続き将来にわたるスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 今、広域での連携のこと、また、アンケートの結果などいろいろ詳細に教えていただいてよく分かりました。子供たちが中学校でも、また、その先でも文化そしてスポーツ面で、自分たちのやりたいことがかなうような状況を私も一緒に考えていきたいと思えます。これで、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 通告に従いまして質問いたします。

昨年3月、平生町地域公共交通計画を発し、鋭意専心同計画に取り組まれていることと思えます。この計画の中でも上げられているように、お出かけ支援サービスでのボランティアドライバーの高齢化が顕著でもあり、この計画の中でも優先的に進めたいところだと思います。この計画の今年度のPDCAサイクルで見ると、現在はCのチェックからAのアクションのはざまだと思えます。この事業の課題整理と改善点の検討はどのようになっているかお尋ねいたします。

また、お出かけ支援サービスの関係者の乗合タクシー導入への期待が大きくなっております。その要因は、運行管理の在り方と車両管理の役割の整理不足であるのではとも考えられます。

公用車全般にも言えることですが、誰が走行距離を管理し、オイル交換などをし、日々の掃除などをしながら、車両全体の目視確認などで安全に運転できる車両環境を整えているのでしょうか。一般的には運転者がそれらを負うところですが、ボランティア活動の一環の中で、運転のみに注力しやすい環境にあると考えられます。

現状の運行管理、車両管理と、それらの把握やチェックはどのようになされているのでしょうか、2点お尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

高齢者お出かけ支援事業につきましては、病院や買物等の外出が困難となる高齢者が増加する中、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域介護予防活動支援事業の一環とし

て令和3年度から実施をいたしております。

地域のコミュニティ協議会の委託事業として、地域の皆さんと協働で進めており、現在、佐賀、宇佐木、曾根の各地区で実施しております。使用する車両は町の所有で、車両状況や走行距離について管理を行っているほか、運転者や利用者の補償につきましても補償体制を整備している状況であります。

ドライバーの手配や利用者の予約を含めた運行管理につきましては、コミュニティ協議会に委託をして運営をしております。事業における各地区の共通の課題として、ドライバーの確保が困難であること、高齢者による運転への不安を感じる人が増えていることでもあります。

それから、令和6年3月に策定いたしました平生町地域公共交通計画におきましても、担い手不足による移動サービス維持の懸念が指摘されておまして、生活に必要な移動手段の確保を図るため、乗合タクシーの導入に向けた検討を行うこととしております。

今年度において地域振興課職員が交通事業者を訪問し、今後の持続可能な体制づくりとしての乗合タクシー導入に向けた協議を行ったところでございます。交通事業者においては、ドライバー不足の状況もあり、残念ながら令和7年度からの乗合タクシーの導入は難しいとの認識を示されております。

乗合タクシーの導入に向けての検討に加え、他にどのような手法があるのか、様々な検討をしていく必要もあると認識をいたしております。今後も他の自治体の事例を踏まえながら、地域において生活に必要な移動手段の確保を図る取組を引き続き検討してまいります。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございました。

当面、お出かけ支援サービスから乗合タクシーへの移行というのは、難しい状況であるというのは私も思っているところですが、当面続く中で、やはりこのお出かけ支援サービスが安全に行われ続ける状況には置かないといけないということで、先ほどの委託については、それぞれのコミュニティに任せているところなんですけども、私も先ほど申し上げたとおりです。

走行距離とオイル交換、これは密接に関係するところで、その把握については、恐らくドライバーさんは当然報告されていると思います。もちろんドライバーさんからもオイル交換してほしいという旨も上がってくるでしょうし、逆に、走行距離が重なっているのも、町のほうからオイル交換してはどうか、もしくは執行していただくような形というのは現状取られているでしょうか、御答弁お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほど御答弁差し上げたと思うんですが、車両状況とか走行距離につきましては、これ、平生町の財産でありますので、当然、総務課のほうで把握しており、ちゃんと

修理・修繕も行っております。先ほど言いました利用者の予約とか運行管理につきましては、コミュニティ協議会のほうに委託をしてやってもらっているという状況であります。ですから、車両自体は総務課のほうでちゃんと管理をしている状況でございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 今の御答弁ありがとうございました。

車の移動というのは、大変、命を預かるところもあります。今御答弁いただいた内容でしっかりと、ほかの方法も含めて、移動は生活に大変必要なものなので、進めていただければと思います。

続いて、2点目の質問に移らせていただきます。

イベントなどの後援申請などについてお伺いいたします。

協働のまちづくりを進める中、民間の活力によるまちづくりへの参加を後押しすべく、イベントなどの後援申請などは積極的に受け付けるべきだと考えております。町内でのイベント開催は、協働のまちづくりの中でも一般に触れやすく、その反響や影響を分かりやすく伝え合うものであり、入門的なまちづくりへの参加の一つであるとも感じております。

ここにおける協働とは、行政と住民のそれぞれの主体性と自発性の下、お互いの特性を尊重し、対等な立場で共通の目的を達成するために、お互い協力するものと理解しております。その上で、現在の課題点を挙げさせていただきたいと思っております。

既に多くのイベントなどの開催の際に、平生町の後援を求められているかと思いますが、その申請についての情報発信がなされていません。窓口などで相談を受けられたら、申請書の提示とその解説がいただけるという段取りで進められていると思いますが、後援のメリットとして、施設の使用料の減免ぐらいである、必要がないのではと数年前、私自身が説明を受けたことがございます。

このことから、町としてはそのような認識であると思いますが、当時、我々が求めるところとしては、町の後援による企画の信頼性の向上、地域貢献のためでもあるとのメッセージ性と、それによる内部的なモチベーション、主体団体内の動機づけや、目的意識の共有のためでもありました。後援を希望するものに、そのような求めなども含まれていることを町としても御理解いただきたいと思っております。

そして、行政報告にもございましたとおり、関係人口創出事業も多く打たれていて、それは結構でございますが、該当のものが関係してくださった上で、平生町で何かイベントをなそうとするとき、それに関する情報が窓口の相談だけでは不足であると考えます。一言でいうと、よそから来たら全然分からないということです。原因の一つとしては、共催や後援などの整理が明確に

なっていないからなのではないでしょうか。

一例ではございますが、とある町では、後援、協力、共催と整理され、ホームページで明示されております。その後援は、役場へのポスターなどの掲示、チラシの設置などの軽微な範囲のものであります。参加者がけがをするなどの何らかのトラブルがあった場合には、町は責任を負いませんとなっております。

また、協力は、団体が主催する事業の目的に向けて、町が物品の貸出し、場所の提供、情報の提供などをすることをいいます。参加者がけがをするなどの何らかのトラブルがあった場合には、町は責任を負いませんとなっております。

そして、共催は、団体が主催する事業に対して、町が共同の主催者として企画・運営し、責任の一部を分担することをいいます。町も企画段階からプログラム構成や講師人選など、積極的に関わります。当日は町の職員も運営に関わります。また、参加者がけがをするなどの何らかのトラブルがあった場合にも、町も責任を負うこととなりますと、3点、以上のように整理され発信されております。

平生町では共催と後援を見受けることができますが、それに関わる役割や責任がはっきりしていないようにも見えます。私は、後援の申請書からは分かりませんでした。一事案として、後援の決定が速やかではなかったとの話を聞いたこともあります。決裁の簡略化によるスムーズな決定をしていただきたい。また、後援に際し、ポスターやチラシなどの校正の依頼などせず、主催者を尊重し自由度を上げていただきたいと考えます。協働のまちづくりも町民の自立性の醸成は不可欠だと考えます。これらに係るところからも、協働のまちづくりのためにも、町と町民がそれぞれの役割の中で、より業務に注力できるようにできないでしょうか、御答弁お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

各種団体等が行う事業に対しまして、町が共催及び後援する場合の承認基準や申請手続等につきましては、事務取扱要領を定め、この要領の規定に基づき運用をいたしております。

本町では、共催は町がその事業の企画または運営に参加し、共同主催者としてその責任の一部を担うこと、後援は各種団体等が行う事業に対して、町の名義使用を許可すること等で賛意を示すこととし、共催または後援を行っているところでございます。

事業内容ごとに担当する部署で速やかに判断できるよう、全ての部署を窓口申請を受け付けており、窓口では申請に必要な内容をお伝えしております。町ホームページからの電子申請も受け付けておりますが、後援申請に係るページを設けていないため、議員御指摘のとおり分かりにくい現状があると認識をいたしているところでございます。

今後におきましては、町ホームページに制度の内容及び手続について明示し、分かりやすくスムーズな手続ができるように努めてまいります。

また、事務取扱要領で改正等が必要であれば、御意見を伺いながら、こちらの改正も行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） ただいまの御答弁にありました、要領があるということで、その要領を分かりやすく端的にいいタイミングで発信していただければ、より平生町に移住されて数年してここで何かやってやろうとか、そういった前向きな気持ちでおられる方の活動も促進できますし、そういった成功事例を共有すれば、さらなる関係人口の創出にもつながるのではなかろうかとも思っております。

ただ、窓口が全ての部局ということで、決裁がどういうふうな形で行われているか分かりませんが、この決裁をできるだけ単純にさせていただいたほうがいいのかとも思っております。

既存のイベントが共催ではない状態でも、後援でもやはり平生町職員の皆さんがお手伝いを、こういった形でも分からないんですけども、させていただいたりする中で、職務として当たられてない形というのが、整理する形というのが、業務が多岐に多くならないための一つの手段でもあろうかとも思います。

この業務の整理というのが、当然、日々やられてると思うんですけども、明確に町の住民の方々の求めを一定程度整理しないといけない部分もあるのではなかろうかとも思っております。ですので、町の職員の人数が足りないという状況も含めてですね、全体として業務の整理という観点から町長のお考えを少しお聞かせいただけたらと思います。

（発言する者あり）

もう一度説明させていただきます。

これまでのイベント、例えば、今はもうないですけど、公民館まつりとか、地域のイベントに対して、共催ではなく、後援はついているという中で、積極的に町の職員の皆さんがお手伝いされていたと思います。ただ、そういったものを繰り返していると、業務がどんどん多くなり、勤務時間も当然増えます。

そういった本来の業務ではないところについて、一定程度整理しなければ、今後、できる限り業務を減らして少人数で取り組むという形がつかれないのではなかろうかという私の考えです。ですので、そういった業務の整理と、今後の職員数の関係性について、町長の思うところをお伺いできたらと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、共催と後援に関する事務取扱要領、かなり簡素化はしているんですけども、もう少し簡素化していけばいいかなとは思っていますし、基本的には、各課で申請を受け付けてますので、そこですぐに後援・共催の、その部署で起案して私のところに上がってくる状況になってます。

そんなに、これが適合かどうかと、この事業が主催者に係る部分、事業内容についてどうなのかという判断をするわけですので、そんなに事務的にたくさん取るということはないかと思いますが、職員が多いにこしたことはもちろんないわけでございます。ただ、そうはいつでも人件費がどんどん高くなっていく中で、人さえ増やせばいいというのではなくて、必要な人数、人数は、必要な分は当然必要なので、職員を増やしていく必要があろうかと思えます。

したがって、定員管理計画でお示しをしていますように、今年度はこういう業務が増えるし、こういう今度は業務がなくなる、これらを差し引いて、どれだけの職員が必要なのかということをお勘案して、定員管理計画で今、人員の採用等を決めておるわけでございます、適正な町の職員の人数があると思えますので、そちらによって私ども採用もやっているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございました。同様の内容を教育委員会の部局にも求めることを添えさせていただきます、質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、一般質問を行います。大きく3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目です。教育振興についてということで、細かく3点ほどお尋ねをいたします。

まず質問に入る前に、どういう理由で、どういう考えで私がお尋ねするかということ、少しお話をさせていただいて、3つの質問をさせていただきたいと思えます。

まず、去年、令和6年の10月の月末の日でしたですか、いわゆる大手一般紙の見出し、当日の見出し、11月1日だったと記憶しているんですが、「不登校34万人」という大きな見出しが出ておりました。これ、令和5年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を文科省が発表したということで、その不登校児が34万人、令和5年いたよという一般的な報道でした。ちょっと何か違和感があったもんでいろいろ調べていました。そのときに教育新聞なるものを、私、実はアプリ上でいつも購読していたわけですが、そのと

きに、とても賛同するというか、同意する記事が載っておりましたので、じゃあ平生はどうなんじゃろうかということで、本日質問させていただくところです。

実は、それは現熊本市教育長の遠藤洋路さんという方が、11月の21日に教育新聞に御自身のこの問題行動調査、不登校34万人に対する御自身の見解、また、意見等を寄稿されているところです。遠藤先生によりますと、長期不登校34万人じゃなくて、長期欠席者50万人に着目した支援が本当は必要なんだよという御意見でした。どういうことかといいますと、問題行動調査では年間30日以上欠席者がいわゆる長期欠席者とされています。また、その欠席理由から、病気と、不登校と、その他に大別をされるということで、そのうちの一つ、不登校が34万人ということ、いわゆる一般紙で大きく報道されていたわけですね。

今回の調査の結果の特徴についても遠藤先生のほうで分析されていまして、今回の調査で病気が全国的に増加していると、小学校では前年対比81.2%の増、中学校では前年対比9.8%の増、これは一体どういう傾向なんだろうかということでいろいろ調査されているようです。

そうすると、この文科省のいわゆる問題行動調査に関する、諸課題に関する調査では、病気のある者は医師の診断書を必要とせず、児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含まれているということなんです。いわゆる長期欠席者を3つの区分で区別されておりますけれども、何をもって病気、不登校、その他とするか、いわゆる教育関係者のみならず、学校関係者の間で共通認識は形成されておらず、このたびの文科省の調査・集計に当たっても、全くの集計値のみであり、全く意味をなさない。もっと長期欠席者、いわゆる50万人に着目した支援体制が教育の現場には必要ではないだろうかということを訴えていらっしゃいました。

このことに私、非常に賛同、先ほども申し上げましたけれども、賛同するところがありまして、じゃあマクロ的にはそうなんだろう、じゃあミクロ的には平生町はどうなんだろうということで、お尋ねを1点させていただきます。

もう一点、この問題行動調査等に関することを読んでいろいろ調べていましたところ、教育に関わる法律も随分とたくさんあるなということを改めて確認させていただきました。その中で、教育基本法なるものにも出会いました。改めて読みますと、教育基本法の第1条には、教育の目的として、教育は人格の……。

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

午後1時43分休憩

.....

午後1時43分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

○議員（10番 河内山宏充君） 御配慮ありがとうございます。

この第1条、教育の目的というところで教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。このことに関して、それぞれの教育の目標として、平生町ではどのように具現化されているのかということで本日を迎えているところです。

それでは、具体的に質問をさせていただきます。

まず、1点目です。平生町の長期欠席者状況等についてお尋ねをいたします。

今し方も申し上げましたけれども、年間30日以上欠席者をもって長期欠席者とされています。いわゆる病気、不登校、その他です。一番よく耳にする言葉が不登校、不登校ばかりが対象にされて、遠藤先生も言われていますけれども、本当はもっと長期欠席者に対象を絞った教育のケアというのが必要だよというふうに言われています。私も賛同するというので、平生町の小中学校では何人ぐらいが長期欠席者としているのか。また、この病気、不登校、その他は、平生町ではどのような区別、根拠をもって大別されているのか。

また、平生町では小学校が2校、中学校が1校ですけれども、教育の現場それぞれで共通認識は形成されているのかお尋ねするとともに、山口県内ではどういった状況なのだろうかということ疑問に思っておりますので、加えて山口県内での共通認識、形成されているのかいないのかを併せてお尋ねをいたします。

2点目です。不登校の状況というのは、令和6年度の教育の目標でも平生町の状況は承知をいたしております。平生町の小中では、令和元年、2019年には不登校の出現率は15.9、令和4年、2022年には出現率は19、教育の目標値である令和7年の2025年には、減少させるということで目標値を設定されています。

この減少策というのは、平生町の教育委員会ではどのように講じられているかということです。先ほどからも申し上げますけれども、不登校出現率の表値の推移並びに在り方検討委員会での御発言、不登校児童生徒の増加が激しい状況の旨は御発言を会議録等からおおよそは知ることができます。

教育委員会では長期欠席者の減少策について、全体ですね。一部不登校をもってしてそうなのか、それとも長期欠席者の増減——どうなのか、教育委員会で議論をされていらっしゃると思います。どのような議論がなされているのでしょうか、お尋ねを2点目にいたします。

3点目です。教育の目的の具現策をということでお尋ねをいたします。先ほど申し上げました。教育基本法における教育の目的は、教育委員会でどのように議論されていますでしょうか、お尋ねをいたします。

教育基本法では、教育の目的を将来の社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期しておかなければならないとされているところです。本町の教育委員会にお

いて、教育基本法の定めるこの教育の目的の具体策、具現化策、どのような議論がなされ、どう
講じられているのでしょうか、以上3点目についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、平生町の長期欠席者の状況等についての御質問にお答えを
させていただきます。

毎年度、文科省が行う児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、この
項目の一つとして、年間30日以上長期欠席の状況については、病気、経済的理由、不登校、
その他、この4つに分類され調査が行われています。

お尋ねの町内小中学校の長期欠席者の人数についてでございますが、今年度は年度途中のため、
昨年度の状況をお答えしますと、病気、小学校3人、中学校5人、経済的理由、小中学校ともにな
し。不登校、小学校3人、中学校18人、その他、小学校6人、中学校1人、このようになって
います。4つの分類については、調査する学校で分類のずれが生じないように、病気は、心身
の故障等による入院、通院、自宅療養等のための欠席とされ、自宅療養については、別途説明や
例示がございます。

経済的理由は、家計に係るもの、不登校は、心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景によ
り児童生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況であるもの。そして、病気、経済
的理由、不登校に含まれないものをその他としてそれぞれに説明や例示が添えられ、共有が図ら
れています。該当の児童生徒を取り巻く状況など個々の実態には複雑なものも多いことから、分
類する際にはその判断に迷うことも考えられますが、町教委と個々の状況を共有し確認をしてお
りまして、4分類は町内、そして全県においても共通認識をされているものと認識をしています。

続きまして、平生町の長期欠席者の減少策についての御質問にお答えをします。

町教委では、社会性の育成や学習支援の場として、義務教育段階の学校の意義や役割の大き
さを認識し、長期欠席について課題と捉え、教育振興基本計画の推進指標の一つに不登校出現率を
取り上げて、子供たちの社会的自立を目標にその解決に取り組んでいます。

ここでは不登校を中心に答えをさせていただきます。

まず、不登校の背景や形態では、集団生活が苦手であったり、生活リズムが整っていなかつた
りする子供が不登校につながっていく事例があり、また、断続的に欠席している子供が、学年が
上がるにつれて長期的な欠席になっていく傾向や、小学校から中学校への段差、いわゆる中1ギ
ャップの課題なども見られるところです。

こうした背景から、各学校とともに議論し対策を進めていることについて、未然防止、早期対
応と継続的な支援、この2つに分けてお答えをさせていただきます。

まず、未然防止、早期対応の取組です。

これまで教員等による魅力ある授業づくりや児童生徒への言葉かけ、基本的生活習慣の育成などに係る研修と指導や、欠席日数に応じた組織的対応、これに加えて毎週の生活アンケート、年2回の学校総合質問調査の活用などに継続して取り組んできています。

また、令和2年度以降の家庭教育支援チームによる登校渋りの見られる家庭への登校支援等では、効果を上げていただいていると認識をしているところです。

加えて、今年度は心の健康観察アプリを学校へ導入し、組織的に子供の悩みや不安に寄り添って、その解決を図る仕組みの構築を目指して取組を進め、また、いわゆる中1ギャップへの対応に向けた取組の一つとして、佐賀小学校と平生小学校の高学年児童による交流学习を年間9回実施し、強化を図ったところです。

次に、継続的な支援の取組です。

学校では、ケース会議の開催等を通して、個々の子供と家庭について支援方針と役割分担に基づいた対応を、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携して行っています。

対応にあつては、家庭訪問はもちろん、近年ではタブレットを活用したメッセージや課題の配信・連絡、学校からのオンラインによる授業配信、ICT学習教材による学習状況報告と、その指導などにも取り組んでおり、また、相談室を自分らしく過ごせる校内の居場所として充実させるなど、熱意ある取組が各学校で行われています。

加えて、不登校以外の病気、その他により、個々の状況に関する全体的な長期欠席に関することについては、個々の状況を確認して、不登校と同様に個に応じた取組を進めているところがございます。

町教育では、今後も未然防止早期対応と継続的な支援の充実に努めるとともに、学校が自分らしさを発揮できる学校、つながりを実感できる学校、そして、成長を確認できる学校として、子供たちにとって魅力のある場所になるように、学校等関係者と協議を重ねながらその対策を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

3つ目の教育の目的の具現策についての御質問に、次にお答えをさせていただきます。

平成18年に改正された教育法では、議員お示しの第1条、教育の目的、この規定に続けて第2条には、この教育の目的を実現するための教育の目標について、今日重要と考えられる事柄を5つに整理して規定をされています。また、第17条には、国や地方公共団体が計画的に教育施策を展開するための教育振興基本計画の策定について規定されています。

本町においても第1条や第2条に示される目的や目標など、教育基本法の理念を実際に生かし、実効ある取組を推進するために、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、本県の教育振興基本計画を参考にしつつ、また、本町の実情に応じた計画となるよう第五次平生町総合計画の内容

も踏まえて、平生町教育振興基本計画を策定しています。

また、現行の教育振興基本計画の策定に当たっては、庁内委員会や総合教育会議に加えて、町民の意見を反映するための懇和会を設置し、協議を通して定めています。

この平生町教育振興基本計画においては、4つの教育振興の柱と8つの基本方針、そして、19の具体的な施策による施策体系を定め、具体的施策それぞれに現状と課題、主な取組、そして推進指標を記載しており、教育委員会の内部評価と教育行政評価委員の外部評価による進行管理に併せ、総合教育会議や教育委員会会議等において、指標の達成状況に関する点検評価、施策内容の見直し、改善を行ってきているところです。

また、毎年度作成し、関係者に配布しております平生町の教育によりまして、推進指標の実績値を公表し、重点推進事業を毎年お伝えしているところです。

現行の平生町教育振興基本計画では、令和7年度で5年間の計画期間が終了し、来年度新たな計画を策定することになりますが、この策定に当たっては、改訂された国の教育振興基本計画を参酌するなど、教育を取り巻く状況の変化や、本町の実情に適合した教育振興基本計画となるよう改め、教育基本法における目的や目標の実現に向けて引き続き取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） ここで、休憩をいたします。再開を14時10分、午後2時10分といたします。

午後1時58分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 御答弁をいただきました。ありがとうございました。私の勉強不足で、ちょっと勘違いというか、勉強不足のところがありまして、長期欠席者の区別、細かく平生町のほうではされてるということで理解をさせていただきます。

ただ、最初に申し上げました不登校等じゃなくて全体として長期欠席者、どのように教育サポートをしていくか、これが命題という趣旨で発言をさせていただきましたので、病気、経済的理由、不登校、その他、このことにこういう状況の子供たちがいるというサポートは、ぜひ手厚く平生町のほうでお願いをしたいというふうに強く申し上げておきます。1問目は以上とさせていただきます。

次に、2問目に行きます。地域振興策についてということで、どうする佐賀の振興ということでお尋ねをいたします。

一般質問を提出するに当たって、決算の附属資料、令和5年と平成25年のものを私なりに決算の附属資料を整理させていただいて提出をさせていただきました。そのことについてお考えをお尋ねをいたします。

今も申しあげましたけれども、平成25年、2015年ですね。と、令和5年、2025年の10年間を比べてみました。これは決算の附属資料からです。決算の附属資料には、各地区別の平生、大野、曾根、佐賀の住民基本台帳、それと世帯数等が報告されております。それらを報告する表を作成をしてみても眺めてみました。全体的には人口減少。25年を基準にいきますと、令和5年が全体的には対比10%の減から20%の減の人口減少の傾向です。

4つの地区、平生、大野、曾根、佐賀。特に佐賀地区においては、この10年間で減少の幅が町内で最も高い、25年対比のマイナスの25%。25年対75%という状況です。佐賀地区というところは、漁港を中心に、水産業のみならず水産加工業も盛んな集落でもありましたが、衰退をしているところです。

また、佐賀地区内には、秋森、小郡、尾国という辺地も存在をしております。また、佐合島という離島も存在をしております。

これまで浅本町長におかれましては、佐賀地区には手厚い移住・定住支援策を佐賀地区には展開させていただいているところですが、結果はもう一つ、人口減少のほうが勝っているというような状態です。一番人口減少幅が大きい佐賀地区、このままでは佐賀の地域の絆は、町内で最も早く失われていく可能性があります。

一部には、いずれ佐賀の出張所はなくなるでちゅうて。いずれは佐賀の保育園もなくなるでつて。差し向き佐賀小学校はその候補、予測の一つですよ。いわゆる公共施設等もなくなっていく。佐賀地区にはさらなる特段の対策が必要と判断をいたしますが、町長、佐賀の現状をどのように把握され、佐賀の振興策はどう考えられているのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上です。2点目は。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

人口につきましては、全国的な傾向ではございますが、本町におきましても減少傾向が続いております。河内山議員が御指摘のとおり、平成25年度時と令和5年度時の住民登録人口による比較におきましても、町全体で1万2,753人から1万890人へと、1,894人、15%の減少となっております。

特に佐賀地区におきましては、2,109人から1,592人へと25%の減少となっており、他の地域より高い減少率となっております。本町において、町全体の活性化を図るためにも佐賀地区の振興を図る取組を進めているところでございます。

若者定住促進住宅事業として、町内に定住を希望される若者世帯等が住宅を取得する場合に補助金を交付しておりますが、佐賀地区への定住をされる場合は加算をすることとしております。

また、佐賀地区は、漁業の拠点でもありますので、佐賀地区の活性化のため、新規漁業就業者定着促進事業として漁業経営を始められた就業者に対して経済的支援を行う取組も進めております。

また、佐賀地区は自然豊かな地域でもあります。その魅力を生かすために、今年度は秋森道路公園周辺整備事業に取り組み、同公園周辺の雑木等を抜採・除去をし、眺望をよくするための景観整備を行っております。令和5年度においては、佐賀地域交流センター佐合分室のトイレをセンター利用者のみならず、佐合島の観光などで訪れた方も利用できるものとして、水洗化への改修を行っており、佐合島を訪れた方の利便性の向上を図ったところでございます。先月2月23日には、佐賀地域交流センターにてメルカートを開催しております。当日はおおよそ1,000の方が来場をされており、佐賀地区におけるにぎわいの創出に寄与したと思っております。来年度におきましては、平生町外出サポート事業として、バスやタクシーの共通助成券を高齢者などに交付することとしておりますが、佐賀地区においては交付枚数を拡充する予定としております。

今後につきましては、豊かな自然を生かした佐賀地区の魅力の発信を行うとともに、従来の取組をベースとして様々な取組を組み合わせながら、佐賀地区の振興に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 御答弁をいただきました。ありがとうございました。

やっているよということだろうと思うんですけども、秋森周辺の整備に関しては取りやめされた事業もありますし、なかなか思うようにいかないところじゃないかなというふうな感じもします。

秋森以南は辺地ですから、辺地地域ですからね。はい。例えばこれを使って整備していただいたのは、町道の整備をたしかしていただいて随分になると思います。やはりそのインフラの整備等も踏まえて、少し以南のほうについては期待をしているというところです。

ですが、中心地はやっぱり佐賀の漁港あたりだろうと思うんですね。この漁港をどう活性化するかということになると思うんですけども、令和4年の3月に国のほうでは、海業の活性化なるものを一応取りまとめ閣議決定されて、水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画に海業の振興ということで、新たなそういうものを決めれば市町村をサポートしていきますよということで。

佐賀の歴史を振り返ると、どうしても漁業。これが、採る漁業からつくる漁業へというような

話もありましたが、やはり海を中心とした産業振興を考えていくべきではないかと思います。と申しますも、平生町には漁港と呼ばれるものは佐賀にしかありませんし、これは先人の皆さん方がずっと切り開いてきた大きな財産だろうと思うんですよね。やはり佐賀を中心にすればこそ、その以南の小郡、秋森、尾国も振興してくるんじゃないかと思います。約11キロだったですか、海岸線。これも大きな特徴だろうと思うんですよね。平生の中心部にはそんだけ大きな海岸線はありませんから。やはりこれらを中心にして、国、県の計画・情報をしっかりと収集していただいて、佐賀が活性化するということが平生の元気も——常々町長もそのように、たしか申されていたんじゃないかと思います。エゴかもしれません。私、佐賀地区尾国に住んでますから。ただし、ここが一番元気がならないと、平生の元気もないんじゃないかなということは、この場で申し上げておきます。

以上で2番目の質問は終わらせていただきます。

3点目に移ります。人口減少についてです。上向かぬ出生数の理由ということでお尋ねをさせていただきます。先ほどと同様に、平成25年と令和5年の出生数、死亡数、転入転出、決算の附属資料からまとめて比較したもの、お渡しをさせていただいております。出生数に関しては、平成25年、2015年ですね。このときももう既に出生数は減少していたんですけれども、78、死亡数が187、転入が444、転出が514です。令和5年、10年後の出生数42、死亡数が172、転入が330、転出が425という状況です。先ほどもお話に出てますけれども、平生町に限らず、日本中もそうですよね。70万台、72万人という出生数、この間も大きく新聞報道等でされていました。この72万人が全部日本人かということ、約2万人は外国人だそうでございます。

子ども・子育て支援、いろんな対策を講じていただいております。一向に出生数が上向きにならないんです。歯止めがかからない状態です。先ほど平生町の出生数、平成25年と令和5年、比較して発言をさせていただきました。何でかなということ、その理由を尋ねたいと思います。

令和5年と平成25年を比較いたしますと、決算の附属資料からです。36人の減少。この傾向が続くならば、今年のも少し簡単に推測ができます。まだ年度末を迎えてはおりませんが、多分令和6年度の出生数、推定するならば、30代の前半かそれ以下、30代の後ろ、37、8人という数字は到底考えられないと思います。何でかということなんです。今年、産まれる子は、7年後の小学校の新入生ということも言えると思うんですけれども、一向に歯止めがかからない出生数の、また前年対比の減少ですね。確かに子ども・子育て支援策、いろんな支援策があります。保育の無償化、先ほどの学校給食、そうでしょう。だけど、これ、出生数に直接関わっていないけ、ちょっと変えたほうがいいんじゃないかという気がするんですよね。

今、ちまたに国のほうでは、経済的理由、若者の所得不足等やられております。それはマクロ、国のほうのことですから。地方、我々の住むところにも所得という問題では影響はありますけれども、具体的に現場、平生町の現場では、この出生数、施策の方向がまずいんじゃないかと私は思うんですけれども、的を外しているというか、これは個人的感想です。大変申し訳ないんですけど、的を外しちよんじゃないかと思うんです。どのようにお考えになられているか、また、今後どうされようとされるか、改めて町長のお考えをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 人口減少についての御質問にお答えします。

近年の急速な少子化の進行は、我が国全体の社会問題であり、厚生労働省の発表によると、2024年の国内の出生数は速報値で過去最少の72万988人となり、昨年より3万7,643人減少し9年連続で最少を更新しており、想定を上回るスピードで少子化が進んでおります。

本町におきましても、令和6年度の出生数は30人に満たない人数で、昨年より10人余り減少する見込みとなっており、憂慮すべき事態であると認識をしております。

このような中、国においては、教育・保育の無償化や児童手当制度の拡充等、少子化対策を講じており、山口県においても少子化対策を重点事項の一つとしております。

本町におきましても、子ども・子育て政策の推進を重点施策事業として掲げ、誰もが安心して子供を産み育てることができ、地域で安定して子育てできるまちづくりの推進を図ることとしております。

現在、町では、子育て家庭の経済的負担軽減と、安心して出産・子育てができる環境の確保を目的として、出産・子育て応援事業と育児用品購入費用を支援するカンガルーノひらお育児応援事業、全ての子供の医療費の無償化、第2子以降の保育料の無償化に取り組んでおります。令和7年度からは、保健センター内にこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うこととし、併せて町民福祉課こども班を保健センターに移設することで、妊娠期から子育て期までの手続や相談を1か所で受け付け、妊婦と子育て家庭に寄り添い、それぞれの家族に応じた相談支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに、地域全体で子供と子育て家庭を支える体制づくりを推進するため、子供の居場所づくり支援を行う予定としております。しかしながら、議員御指摘のとおり、これらの子ども・子育て支援施策だけでは、少子化に歯止めをかけることは困難であり、また、国等の施策に上乘せする形や自治体独自の施策では、自治体の財政力によって地域差が生じる課題も出てきております。

少子化の主な原因としては、若年人口が減少していることと、未婚化・晩婚化の影響が大きい

と考えます。その理由としては、若い世代の経済的な不安定さや出会いの機会の減少、また、子育てに対する経済的負担や、仕事と子ども・子育ての両立の難しさ等、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

そのため、若い世代が将来に希望を持てる雇用環境等の整備や、結婚を希望する人への支援、仕事と子育てを両立できる環境の整備、男性の家事・育児参画の促進等を図り、結婚、妊娠、出産、子育てに希望を持つことができる環境づくりに取り組むことで、多くの若者が家族を持つことや、子供を産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会をつくっていく必要があると考えております。

今後においても、母子保健、児童福祉の取組に加え、各課で実施している雇用対策、移住・定住支援事業、男女共同参画等の諸施策を総合的に継続し、出生数が増加している自治体が行き届く施策を参考にしながら、若い世代の人たちにとって魅力ある選ばれるまちを目指して、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） お答えをいただきました。いろいろお悩みがあるところ、今の御発言で十分感じることができました。

若年人口の減少、未婚化・晩婚化。でも、未婚化・晩婚化ということに関しては、先般、上関町で山口県の研修を受けたんですけれども、若い人たち、結婚は希望しているんですね。いわゆるもっと言えば、その後に町長も言われました経済的理由、このほうが一番じゃないかと思うんですね。一つ一ついろんなことがあっていろいろ挙げられても、それをやっぱり潰していくという施策も必要じゃないかと思えます。

また、町長というお立場ですから、それぞれ町長会、それとか全国市町長会もあって、やはりいろいろ町長として発信をしていただかないと、若い人たちの経済的理由等改善もしないですし、私も議員ですから、議長さんは全国町村会等にも所属されていますし、議会でまたお話もしなきゃいけないですけど、今やらないと、ずっと私たちの孫にもずっとこのままもっともって負のスパイラルで転げ落ちてしまいますよね。

マクロの話とミクロの話、マクロがこうじゃけえ、ミクロがあって、むしろミクロで考えたことをマクロに上げていくというスタンスが私らに課せられた使命なのかなというふうに思います。特に出生数の減少に限って言えば、ならば、出生祝金というようなものでも、やはり100万円とかそういうのを「ばあーん」とやるということですね、そこまでもう自治体の経営ということでも考えていかなきゃいけない時期だろうと思うんですよ。

例えば、ちょっと話は変わりますが、先ほどのお話のところで、佐賀に平成17年ですか、若

者定住住宅10棟を併せて造っていただきました。子供さんを持つ平生小学校もそれぞれ少しは維持されて、今、別の新たな段階に入っていますけれども、やっぱり思い切った施策をしないと、町長、駄目だということの一つ私はこの場を借りて声を大にして申し上げておきます。

一か八かなんですよ。それはよそから引っ張ってくるのは簡単ですけど、取り合いになっています。今、そういう状況だと思います。例えば、田布施町で子供の医療補償、無償化が始まりました。平生でもある。柳井でもある。今度、柳井は学校給食の全面無償化というふうなことで言われてもいます。同じことを皆それぞれがやっているんだけど、そんなに人間の移動距離というのは少ないですから、広島の方からこっちの方へまず来ることは、よっぽどのことがない限りないんですね。この辺の近場での取り合いなんです。広域圏での。そのことを強く申し上げて、思い切った施策を、経済的支援、これも考えていく必要があるんじゃないかと、これを申し上げて一般質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 私は、農業政策について、生産者と行政の認識のずれはないか、現状と今後の方針はどのようなものか、特産品センターの現在の状況、それらを通告しております。

それでは農業政策の方針について、その中から関連している3点をお伺いします。

日本の食料自給率は38%です。現在、お米の値段が高騰し、また、高くても買えない米不足で令和の米騒動となっております。平生町の農地は太陽光発電の設置が広がり、それにより水路等が潰れ、このようなことで生産性が上がらない。守るべき農地を確保するために農業者は悪戦苦闘、苦勞しています。生産者と行政がしっかり手を組む必要があります。農業改革は進んでいるのでしょうか。

平生町民の米や食料・農産物の確保は、住みよいまちづくりの大きなポイントと思われま。行政は先を見据えた大きな視点での方針を、現状と将来の農業をどうお考えでしょうか。

2番目に、土地の整備を実現することを目標に、私は何度も質問やお願いをさせていただき、実際に行動していますが、何一つ前進していないのが現状です。40数年前に基盤整備した農地も上流も休耕し、水路は破損しています。年中水が引かないので収穫量も年々減少している状態です。来年度、7年度ですが、一部水路が補修できそうなので生産者は大変喜んでおります。期限のある中山間補助事業は利用増進で行っていますが、それだけで農地整備は行き届くのでしょうか、進むのでしょうか。国、県の補助事業など幅広く農地所有者に知らせてほしいものです。

そして3点目は、農業生産者の即収入源となる特産品センターは、農業振興に関わっておりま

す。本当に即収入源となる特産品センターは、生産者にとっては魅力です。外から見た現在の状況からの質問です。人口減少、過疎化、高齢化との条件はどここの市町でも一緒です。消費者の声で特産品センターは——これは消費者の声です。特産物、農産物、特に青物類は品切れが多く、また手作りの惣菜は1週間のうち半分は町外事業者から販売で、消費者は残念がっております。消費者の声です。特産品センターの建物外観は美くなりました。生産者の声、消費者の声に寄り添い、何がよいのか、何が足りないのか、原点に立ち返り、生産者や消費者にとって必要な特産品センターを盛り上げる対策をみんなで考えるべきではないでしょうか。

以上、御質問させていただきました。お答え願います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問にお答えをいたします。

農業政策の方針についてということで質問をいただきました。まずは生産者と行政の認識のずれがないか、現状と今後の方針はどのようなものかについてお答えをいたします。

中本議員におかれましては、長年にわたり本町の農業振興に対し、様々な角度から御提言をいただき感謝を申し上げます。生産者と行政がそれぞれの立場で協力しながら、本町の農業を振興していくことは、議員御指摘のとおり非常に重要なことだと私も感じております。そういった意味においては、お互いが現状をしっかり理解した上での取組を進めていくことが必要と認識をいたしております。

本町といたしましては、国の大規模効率化という農業政策がある中で、何とか本町の農業を維持していこうと、独自の事業も含め取組を進めてまいりましたが、産業としての農業は、衰退には歯止めがかからないというのが実情でございます。

このような状況の要因は、生産者の高齢化による担い手不足が最たるものであると認識をいたしております。そのため、担い手の確保は本町の農業振興を考える上での最重要課題として取り組んでいるところでございまして、企業参入も含め、新たな就農希望者の発掘を行っているところでございます。

お尋ねの本町の先を見据えた農業政策の考え方については、町の総合計画に基づき進めているとの考え方でございます。既存の農業者も見守ることはもちろんでございますが、定められた様々な事業の実施により、高収益作物の振興や日本型直接支払制度の実施などを通じて、新規就農希望者が就農しやすいと思えるまちを目指してまいりたいと考えております。

次に、農地整備は進むのかということについて御説明いたします。農地整備につきましては、土地改良事業の一つとなりますが、事業は土地改良法の原則に基づき、受益農業者の同意申請に基づき実施となっております。

また、土地改良事業は、社会資本の形成を行うものではありませんが、農業者の私的財産である

農地に利益を及ぼすことから、その対価として農業者の費用を負担することとなっています。このことから農地整備を進めるには、受益農業者の同意申請と負担金において了解が必要な事業となっています。つきましては、これらの同意が得られ、具体的事業の要件が整えば、農地整備は進んでいくものと考えております。農地整備に係る補助事業の事業概要につきましては、公表されているものですが、事業採択の要件は、社会情勢の変化に伴い改正されることがありますので、具体的な事案の都度、御相談いただければと考えております。

続きまして、特産品センターの現状についてです。

昨年同時期に比べ、売上げで約6%の減、来客数で約8%の減となり、ここ数年で売上げ、来客数ともに減少傾向が続いております。原因といたしましては、出荷者の減少が大きな要因であると伺っております。このような状況に対しまして、特産品センターとして出荷量を増やすよう生産者をお願いをしているところですが、生産者の高齢化などによりなかなか出荷量が上向かないのが現状です。

また、御指摘の惣菜につきましても、加工グループの減少により町外事業者からの入荷を余儀なくされている状況です。このような中にあっても特色ある取組として、イタリア野菜の販売や、町の新規就農対策による出荷者が増加しているイチゴについて、いちごフェアを開催するなど新たな試みも行っておられ、ない商品を町外から入荷するという一面もありますが、消費者の方々が毎日足を運べる売場となるよう工夫して取り組んでおられます。消費者の声も店内を巡回しているマネジャーによりしっかり受け止められており、できることはやっていくというスタンスで臨んでおられます。

また、特産品センターについては単なる直売所としてだけでなく、出荷する高齢者の生きがい対策施設としての役割もごさいます。農家の方が高齢となっても安心して農業を続けられ、生産物を少量でも出荷することで地域社会とのつながりが持てることが重要だと考えておりますし、新たな担い手に対しては、技術の継承を行う役割も担っておられます。

町といたしましても、特産品センターにある2つの部会の会議には、職員を参加させ、現状を把握しており、必要に応じて理事会にも参加させるなどして、特産品センターを取り巻く環境の状況把握に努めております。

今後もこういった取組を行いながら、特産品センターが地域の特性を活かした農業の拠点施設として運営していけるよう協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 私は、物を進めるときは結果が出なければ、よい結果を出すようにしてるだけではなく、結果、いかにここまでこぎ着けた苦労話でもいいし、結果がどうして

出たかというお話のほうを聞きたいなと思っています。努力していることは分かりますので。

それとですね、私、ずれがあるのではないかというので、2番目の質問の中で、国・県の補助事業など幅広く農地所有者に知らせてほしいというので、私は、2問目の質問の中で農地中間管理機構関連農地整備事業を尋ねる予定でした。それで、この質問は3月3日が受付でした。3月8日に地元選出の県議から会報誌が来ました。その中に質問がしてありました。私の思っているとおりの質問で、知事の答弁も大変前向きでした。これに乗らなければ、もう平生の将来はないかなと思ったので、急遽、私はただ管理機構の制度を尋ねるだけでしたが、これをちょっと皆さんに私はお話がうまくできないので、職員の人にも迷惑をかけ御苦労されているのは十分分かります。でも、私の思いが伝わらないという不勉強なところがありますので、この抜粋しました会報誌からの——ちょっと読ませていただきますので聞いてください。

昨年11月県議会で地元選出議員の力強い水田農業の実現についての一般質問に対する知事の答弁です。概要です。知事は、担い手の減少や高齢化が進む中、水稲が基幹作物である本県農業を将来にわたって持続的に発展させていくためには、効率的な農業経営が可能となる生産基盤の整備に併せ、意欲ある担い手の育成や農地集積が重要である。

低コストの削減について、本県の約7割を占める中山間地域においても、より大型の機械やスマート農業機械の導入が可能となるよう、作業の能率性を高める区画整理を推進する。

また、草刈りや水路管理に多くの労力を要することから、リモコン式草刈り機の活用や幅の広い畦畔や勾配の穏やかなのり面の整備を進める。

さらに、大区画化された水田で栽培される米や畑作物の品質や収穫が安定化する、地下水路制御システムの整備等、担い手の経営安定に向けた水田の高機能化に引き続き取り組む。

県民の皆様、将来にわたっておいしい県産米を安定的に供給するとともに、本県農業を牽引する意欲のある担い手が夢と希望を持って営農を継続できるよう、市町や関係者団体と連携し、農業農村整備事業に積極的に取り組んでまいり、とあります。

今、農地中間管理機構関連整備事業、県の主催ですが、国が62.5%、県が27.5%、市町が10%、農業者はゼロで整備がしていただける事業があります。これで、今、11月から産業課は地域計画の策定にかかっていると思います。

それで、これにこういうふうに、（資料を示す）これは出席した者から頂いたんですが、4ブロックに分けています。該当するのは中間直接支払制度、多面的機能支払交付金を受けてる農地だけなんですよね。農振地域は、だったらそだけやったら、ほかが荒れたら意味ないじゃないですか。だから何で——該当地域を全部入れてほしいんですよね。

それが、これは本当に——金曜日に来ました。産業課に相談に行くこともできませんでした。で、電話がかかってくるんです。本当に3件電話がかかってきました。それで農業委員の人にも

尋ねました。それは言うてくんな、あんた議員じゃないでって言われました。だけど、どうか分からん。でも、これが告示が3月末なんですよ。告示したら外れたところはどうにもゼロで、農地の人が印鑑も要らないや、県がやってくれるという事業が適用されないんだったら大変なことになると思って、ちょっと私もこの中で私の知識で、誰も相談していないので間違いもあるかもしれませんが、やらにゃやらんでいいじゃないですか。10年、15年を目標に。その代わり15年間農地は利用増進のように、借りるんじゃないで、もう中間管理機構にお預けするちゅうことに、渡すいうことになるんですけど、土地の所有はそのまま変わらないけども、でも、草を刈ってくれたりなんだしたら、きれいになったところでイタリアの野菜を作ろうと、オリーブを作ろうと、自分の好きな野菜、イチゴを作ろうと、農地がきちんと整備されたら作業はしやすいですよ。道も整備され、景観も見晴らしもよくなりますし、全部この中に、資料の中に、曾根地区じゃったら三反田と3か所の補助を受けちよるとこだけですから、隣接した人はすぐ、地域がもめるもとのですので、そこらを配慮して、それを相談したら、それは追加してやってくれ言うんじゃないで、追加もできる言うてあんとき言うたでと言うけど、もう初めからしたら、また何でうちらを外して、また追加で入れるって二度手間なくて済むと思うんですよ。だから、そこらをもう一度検討して、どうにか平生町の農地を守って、景観を守って住みよい町にしたいと思しますので、今、私、資料も整理しないまましゃべっていますので、失礼がいっぱいあるかと思いますが、そういうことなので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を3時10分、15時10分といたします。

午後2時55分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほど申されました事業につきましては、私も承知をしていなかったもので、産業課長から答弁させていただきますが、基本的には、私はそういう要望があったら、要望をできるものはやってあげろというふうに言っておりますので、できるものであればそのようにやっていけばいいと思っておりますので、その辺についてはよく担当課と御相談していただければと思います。それでは……。

○議長（中村 武央君） 吉岡産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（吉岡 文博君） 地域計画についての御質問をいただきました。この地域計画でございますが、新たに法制化された計画でございます。こちらを全国一律に今年度末までにつくっていくということで、全市町村、取り組んでおるわけでございますが、国のほ

うからの情報についても、かなり後手後手に回りまして全国的にも混乱をしておりました。

そのような中で、では、本町の地域計画をどういうふうにつくっていくかということ、町、県、JA、中間管理機構を含めて、その方針を当初決定してまいりました。まずはつくるに当たって、いろんなこの先、制度改正も想定される、後で出る情報にも対応していかなければいけないということもございましたので、まずは受益を受ける最低限のところをその区域に含めて地域計画を策定していこうという方針で、本町の地域計画をつくろうというふうに決定をいたしました。その後、その方針を各地区で座談会というのを行いましたけども、中山間直接支払制度の代表の方、それから認定農業者の方、御案内をしているいろんな意見を聞く中で、町が策定をいたしましたその方針についても説明をさせていただきました。

その結果、特に御意見もございませんでしたので、この計画で取りあえずは今年度末までにつくりましょうと。当然、その後変更というのは考えられますので、この変更については定期的に見直しを下さいという国の方針でもございますので、御意見を聞きながらこういった新たに追加するということを中心になろうかと思っておりますけども、区域を追加するという必要が生じれば、その手続を進めてまいりたいというふうに現在考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 今、お話を伺いました。町の基本的な方針で、中山間直接支払と多面的機能支払交付金の対象農地のみ区域に入れる。曾根で言ったら、たった9.3ヘクタールしか対象になりません。せめて農振地域は入れてほしかったですね。

この基本的な計画は、何を基に町が決められたんでしょうか。農家の人の意見は、地域4ブロックに分けて11月に開催されてますけど、本当に農家の人は役場の言うことは疑いもなく、ああ、そう、それでそうでって聞くんです。こういうからくりがあったというのは後で気がついて。そしてまた農業者にとりましては書類とか文章は苦手で、追加をするから追加する。端から追加が出てきたら受ける産業課も大変と思います。せめて農振地域、農振常用区域ぐらいは、最初から入れてて害にならんのだったら、農家の人の便宜を図ってほしいと思います。この基本的な方針は主にどなたたちが決めたんでしょうか。

その区域を広げてほしいというのが、私の一番——もう告示が迫っておりますので、それだけはやめて、農家の意欲をそぐんでなくて、こういう制度があるんといふ言うて、農家の人がみんなで寄ってたかって、ありがたいなという感謝の気持ちの中でまた希望を持って農業ができるように。産業課も大変と思います。こういう制度が新たに新たに出てきて、また一括して書類が来るんでない、後手後手に国も回ってくるというから、産業課も大変だろうと思いますが、どうぞ体を壊さないようにまた頑張ってくださいと思います。

農家の人も頑張りますので、お互い手を取り合って平生町を盛り上げていただけたらと思いますので、この意は酌んでいただきたいと思います。もう方針が決めてるんだったら、変えられないと言うんだったら仕方ないですけど、残念でなりません。終わります。

○議長（中村 武央君） 答弁は要りますか。答弁は……。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

休憩しましょうか。休憩しましょうか。いいですか。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 答弁は、産業課長にさせます。

○議長（中村 武央君） 吉岡産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（吉岡 文博君） 方針につきましては、先ほど申し上げましたように、県、町、それからJA、中間管理機構、こういったところも含めて皆さんで徹底をして、まずは小さくつくって大きく育てるじゃないですけども、そういう形で新たに制度が必要なところについては、区域にしていこうと。

国は、この地域計画なんですけども、10年後のその地域の農業の姿を描くと、そういう目的で作成をしております。私ども実際に、座談会、各地区出席をいたしました、その10年後という話をした途端に、皆さん方かなりそれまでできるわけないじゃろうというような厳しい意見もいただきながら、じゃあこの平生町の農業をどうしていこうかということで、担当者も含め大変苦勞をしてこの計画、ここまでつくってまいりました。

中本議員さんの言われることは、本当、地域の農業を考えていただいて大変ありがたい御助言であり、御意見だなというふうにも思っております。

今日、こうしていただきました意見、また定期的な見直しをすると先ほども申しましたけれども、各地区ですね、この定期的な見直しをしていく。それはなぜかと申しますと、農業を置かれた環境は1年で随分変わってまいります。やはり状況をその都度把握をいたしながら、この計画についても、計画はつくることが目的ではなくて、つくって後からが一番重要な部分にもなってまいりますので、この計画が現実に実行していけるようにこちら確認を行いながら進めてまいりたいというふうに思っております。

今、いただきました意見は、今後の見直しの参考とさせていただいて、また、地域の方にいろんな意見、投げかけさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

道路に覆いかぶさる危険な竹はどう処理するのかという質問で、日中でも街灯がついている場所もあり、道路沿いに並んでいる竹は所有者は放任のようですが、年々危険度が増していると思

われます。

現在、所有者に現在の状況を話すなど、何らかの対応をされていますか、お尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問にありました道路沿いにある倒木の危険性のある樹木や竹などの処理について、御説明いたします。

町といたしましては、道路を安全に通行できることは、道路管理者として最も配慮すべきことと認識をしております。そのため、職員の発見や住民の通報などにより、倒木などの危険性が高い樹木や竹を確認した場合には、道路の安全確保のため道路作業員などにより応急的に伐採・除去を行っているところです。

また、豪雨後や強風などの発生後においても、通行量の多い路線などを順次、路線の点検を行って対応しているところでございます。

さらに、竹の対応についてでございますが、竹は成長が早く繁殖力が強いため応急的な対応だけでは根本的な解決には難しいと思っております。このことから、今後は主要路線の定期的な巡回を行い、竹林が道路用地内にある場合には適宜伐採箇所の精査を行い、伐採・除去を検討していきたいと思っております。

また、個人で竹林の伐採を行いたい方を対象とし、町では竹林所有者の申出に基づき、住宅地・道路への竹の侵入や、景観の悪化等の防止を目的とした竹林の伐採整備を実施しております。この制度は、県が行う「地域が営む豊かな森林づくり推進事業」を活用し、町が繁茂竹林の整備を実施しているものです。町が事業者へ委託し繁茂竹林の整備を行いますが、竹林所有者は事業費の5分の2程度の費用負担をしていただくこととなります。事業実施を希望する竹林所有者は町へ申出書を提出していただき、事前調査を経て事業要件に該当する場合には、竹林所有者と協定を締結した上で整備に着手いたします。

また、県も繁茂竹林の整備事業を実施しております。費用負担はありませんが、私有林で竹の侵入率がおおむね30%以上、1か所地が0.5ヘクタール以上の要件が定められています。こちらについては、県への直接申出、また町への相談があった場合に県に引き継いでいる状況です。いずれの場合も、やまぐち森林づくり県民税を活用した事業でございまして、その期限が到来する今年度までの事業となるものです。現在、やまぐち森林づくり県民税の継続について県議会で審議されているところでございまして、今後、同様の事業が継続できる見込みとなりましたら、改めて住民の皆さんへ周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。何らかの対応策を考えていられると

ということなので、していく思いが伝わりましたのでちょっと安心しています。

危険と思っている車での通行率は多いと思われませんが、便利で必要なので、竹がな、風が吹く日は、あっこを通りとうないのにといいながらみんな通っていますので、近所の人が竹がこがな大きいんじゃないか、あれが当たったらめげるでというような、私の覚えているだけでも、もう30年、40年はそのままで、ちょっと前まではタケノコは生えていたけど、タケノコも生えるペースもないほどに詰んでいますので、何らかの対策を取ったほうがいいなと思って質問をさせていただきました。

所有者がないというのが本当、建設課の皆さん、竹が1本折れても現場へ行って、忙しい中、半日なり1日かかって竹を切っておりますので、御苦勞のことと思いますが助かっております。ありがたいと思っていますので、またどうぞよろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（中村 武央君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（中村 武央君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第4号「令和6年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から、議案第8号「令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「令和6年度平生町下水道事業会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、令和7年度予算の質疑を行います。

まず、議案第10号「令和7年度平生町一般会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から、議案第14号「令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「令和7年度平生町下水道事業会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」から、議案第28号「平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第29号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了しましたので、3月11日の本会議を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第33、予算特別委員会の設置、日程第34、委員会付託を追加いたします。

日程第33. 予算特別委員会の設置

○議長（中村 武央君） 日程第33、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号から議案第15号を審査するため、議長を除く11名の議員を委員とする予算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第15号を審査するため、予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、赤松義生議員、中本敦子議員、中村一幸議員、長尾忠明議員、原真紀議員を指名したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの11名が予算特別委員会の委員に選任されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開を午後4時、16時といたします。

委員会室で予算特別委員会を開きますので、委員の方はよろしくお願いをいたします。

午後3時33分休憩

.....
午後4時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ただいま予算特別委員会を開催し、委員長に河内山宏充委員、副委員長に河藤泰明委員を互選したとの申出がありましたので、御報告いたします。

日程第34. 委員会付託

○議長（中村 武央君） 日程第34、お諮りいたします。議案第4号から議案第29号については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の付託表のとおり、各常

任委員会及び予算特別委員会に付託することに決しました。

○議長（中村 武央君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月25日午前9時から行います。

午後4時01分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 河 内 山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一

令和7年 第2回 (定例) 平生町議会会議録 (第2日)

令和7年3月25日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和7年3月25日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第4号 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第5号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第6号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第7号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第8号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第9号 令和6年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第8 議案第10号 令和7年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第11号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第12号 令和7年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第11 議案第13号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第12 議案第14号 令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第13 議案第15号 令和7年度平生町下水道事業会計予算
- 日程第14 議案第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第15 議案第17号 平生町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第18号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第19号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第20号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第22号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第23号 職員等の旅費に関する条例
- 日程第22 議案第24号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第25号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例

- 日程第24 議案第26号 平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第27号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第28号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第29号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第28 同意第2号 平生町教育委員会教育長の任命について
- 日程第29 同意第3号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第30 同意第4号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第31 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第4号 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第5号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第6号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第7号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第8号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第9号 令和6年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第8 議案第10号 令和7年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第11号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第12号 令和7年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第11 議案第13号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第12 議案第14号 令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第13 議案第15号 令和7年度平生町下水道事業会計予算
- 日程第14 議案第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第15 議案第17号 平生町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第18号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第19号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第18 議案第20号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第22号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第23号 職員等の旅費に関する条例
- 日程第22 議案第24号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第25号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第26号 平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第27号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第28号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第29号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第28 同意第2号 平生町教育委員会教育長の任命について
- 日程第29 同意第3号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第30 同意第4号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第31 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（12名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 中川 裕之君
8番 河藤 泰明君	9番 岩本ひろ子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 細田留美子さん	13番 中村 武央君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

日程第 8. 議案第 10

日程第 9. 議案第 11

日程第 10. 議案第 12

日程第 11. 議案第 13

日程第 12. 議案第 14

日程第 13. 議案第 15

日程第 14. 議案第 16

日程第 15. 議案第 17

日程第 16. 議案第 18

日程第 17. 議案第 19

日程第 18. 議案第 20

日程第 19. 議案第 21

日程第 20. 議案第 22

日程第 21. 議案第 23

日程第 22. 議案第 24

日程第 23. 議案第 25

日程第 24. 議案第 26

日程第 25. 議案第 27

日程第 26. 議案第 28

日程第 27. 議案第 29

○議長（中村 武央君） 日程第 2、議案第 4 号「令和 6 年度平生町一般会計補正予算」から、日程第 27、議案第 29 号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」までの件を一括議題といたします。

3 月 10 日の本会議において、各常任委員会に付託しました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。なお、議案第 10 号から第 15 号までを付託した予算特別委員会の報告は省略したいと思います。

○議長（中村 武央君） それでは、河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山 宏充君） 総務厚生常任委員会は 3 月 17 日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、補正予算 5 件、条例 9 件、事件 1 件についての議案は、全て全会一致または賛成多数で可決すべきとなりました。

主だった質疑について申し上げます。

議案第24号については、県の示す標準保険料率の引下げにより、保険税額は前年度に比べて引き下げられたが、40代夫婦、高校生、中学生の子供のいる年収400万円の世帯で試算すると、所得の1割をはるかに超えるものであり、国民皆保険制度としての役割を果たされてはいるかとの質疑がなされ、保健事業等の促進により保険給付費が減少し、保険税率の減少につながっていると考えていることから、制度そのものとしての役割は果たしている旨の回答がありました。

その他の議案については、質疑はありませんでした。

討論では、議案第24号について、国保には被保険者の人数に応じてかかる均等割など健保にない賦課の仕組みがあるため、他の医療保険より負担が重くなる傾向がある。こうした国保の構造的な問題を解決するには、全国知事・市長・町村会長が主張するように1兆円の公費負担が必要であるとのことから反対討論がありました。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 続きまして、河藤泰明産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（河藤 泰明君） 産業文教常任委員会は3月18日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、補正予算2件、条例4件についての議案は、全て全会一致で可決すべきとなりました。

質疑はありませんでした。

以上、報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君 代読 議会事務局書記） 本日、6番赤松義生議員の反対討論を行うにあたり、口頭で発言することが困難であることから、議会事務局の藤田智典が反対討論を代読させていただきます。

おはようございます。それでは、議案第10号「令和7年度平生町一般会計予算」、議案第11号「令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」、議案第13号「令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」、議案第14号「令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」、議案第24号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、反対の立

場から討論します。

議案第10号「令和7年度平生町一般会計予算」は、「住みたい、住み続けたいまちづくり」をテーマに予算編成が行われ、学校給食無償化事業や外出サポート事業等、町民の要望を反映した新規の予算が数多く取り組まれており、この点は評価したいと思います。

昨年12月にマイナ保険証への一本化が強行されましたが、その後も従来保険証存続を求める世論は高まっています。しかし、政府はマイナンバー制度をさらに国民へ押し付けようとしており、本町でもそうした予算組みがなされています。

政府は、行政に集積される個人情報と行政情報を企業に利活用させようとしており、その入り口となるマイナンバーカードの普及の予算であり、賛成できません。

また、平生町ではこれまで、自校方式で給食の調理が行われてきました。9月の2学期からは田布施町の給食センターで調理が行われるようになります。昨年12月に平生町の給食で、子供たちがイタリア料理を楽しんだとの報道がありました。平生町の町おこしを給食に取り入れたものですが、給食センターでの共同調理では、このような対応は出来なくなります。町のにぎわいを維持するためにも田布施町との共同調理の予算には賛成できません。

次に、議案第11号「令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」について。令和7年度の保険税率は、県が示した標準保険料率に準じ、医療給付費分については保険税率を引き下げ、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分については保険税率を引き上げるものとするの方針の下、税率改正が行われています。まさに、県が示した標準保険料率そのものの税率改正になっています。国保の問題点として、均等割・平等割という負担能力にそぐわない課税があります。その課税割合については55対45で応益割のほうが少なくはなっているが、応能割中心の課税方法に改めるべきである。

また、若干保険税が下がったことは確かですが、協会けんぽの倍近い保険税であり、賛成できません。

議案第13号「令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」について。訪問介護の報酬が引き下げられた影響は、全国的に大きなものがあります。平生町では、この件について町内事業者から特に意見はないとのことですが、事業所にとっては物価も高騰しており、介護従事者の処遇改善と事業所の存続のためにも訪問介護の報酬の改善は必要です。引き下げられた介護報酬の引上げを求め反対します。

議案第14号「令和7年度後期高齢者医療事業特別会計予算」について。後期高齢者医療保険料は2年に1回改正がありますが、昨年度改正したので本年度は改正がないとのことでした。しかし、2022年10月年収200万円以上の方について窓口負担2倍化が行われたばかりで、2024年には出産育児一時金の負担が始まり、保険料の均等割も引き上げられました。長い間

社会に貢献されてきた方々に対する対応は、もっと人間味のあるものであってしかるべきで賛成できません。

議案第24号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について。私は、40代の夫婦で高校生、中学生の子の2人で夫の年収400万円の家庭で保険税を試算しました。49万1,100円となります。一方、協会けんぽの保険料は同じ年収で比較すると保険料が労使折半であるため、25万円程度です。

国保は、年金生活者などの無職の方と非正規労働者などの被用者で8割弱となっており、平均所得も減少しています。また、国保には被保険者の人数に応じてかかる均等割などけんぽにない賦課の仕組みがあるため、ほかの医療保険より、負担が重くなる傾向があります。こうした国保の構造的な問題を解決するには、全国の知事、市長、町村長会が主張するように1兆円の公費負担が必要であることを述べて討論を終わります。

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で討論を終了いたします。

○議長（中村 武央君） これより採決に入ります。

まず、議案第4号「令和6年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から、議案第8号「令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」までを、一括して採決いたします。

議案第5号から議案第8号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第5号から議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和6年度平生町下水道事業会計補正予算」を、採決いたします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「令和7年度平生町一般会計予算」を採決いたします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「令和7年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「令和7年度平生町下水道事業会計予算」を採決いたします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」を採決いたします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「平生町防災会議条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「職員等の旅費に関する条例」を採決いたします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第25号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「平生町下水道条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第28号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第29号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」を採決いたします。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 同意第2号

○議長（中村 武央君） 日程第28、同意第2号「平生町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さんおはようございます。

去る3月10日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに特別委員会及び常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そしてたゞいまは、予算12件、条例13件、事件1件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

新年度予算におきましては、「住みたい、住み続けたいまちづくり」をテーマとして総合計画の基本目標を踏まえた予算編成を行いました。

誰もが住みたい、住み続けたいと感じることのできる持続可能なまちづくりに向けて、子ども・子育て政策の推進をはじめ、デジタル化や脱炭素化などの様々な課題に対して、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件3件でございます。

それでは、同意第2号「平生町教育委員会教育長の任命について」、御説明申し上げます。

今回、3月31日で任期が到来いたしますのは、清時崇文教育長でございます。

清時教育長におかれましては、平成31年4月から2期6年にわたり、教育長として平生町の教育行政に教育者としての豊富な経験と幅広い知識を生かされ、教育、文化の振興に多大な御貢献をいただいたところであります。

特に、学校のICT化には県内でも先進的に取り組まれ、児童生徒の情報活用能力の育成等に努められました。

また、平生町教育振興基本計画を策定し、学校・家庭・地域をはじめ、関係機関等とも連携した平生町らしい特色ある教育の推進にも力を発揮されたところでございます。

今年度は、これからの時代にふさわしい新しい学校の在り方検討に注力いただき、引き続きお力添えをいただきたいところではございますが、御本人から新しい学校の在り方検討についての今後の方向性を示した当時期をもって、後進に道を譲りたいとの強い申出がございましたので、この任期に際し御勇退となったわけでございます。

後任者につきましては、学識面、経験面などの要件を踏まえ、総合的に判断をいたしました結果、平生町にお住いの中本稔氏を教育長に任命したいと存じます。

中本氏の略歴は資料として添付いたしておりますが、昭和59年に徳山市立住吉中学校で教員として奉職し、令和4年3月に柳井市立柳井中学校校長を最後に定年退職されるまでの間、平生中学校教諭や本町教育委員会の社会教育主事としての勤務のほか、県教育庁社会教育・文化財課主査や柳井市教育委員会学校教育課長など教育行政職においても豊富に経験を重ねておられます。

退職後も、本町教育委員をはじめ精力的に教育に携わる御活躍を続けられており、信望も厚く、何事にも真摯に取り組む誠実な人柄であることから、教育長として適任であると判断するものであります。

任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

以上で、同意第2号についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、採決に入ります。

本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、同意第2号は、本案に対し同意することに決しました。

日程第29. 同意第3号

日程第30. 同意第4号

○議長（中村 武央君） 日程第29、同意第3号「平生町教育委員会委員の任命について」及び、日程第30、同意第4号「平生町教育委員会委員の任命について」を、一括議題といたします。町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、平生町教育委員会教育長の任命について、御同意を賜りましてありがとうございます。

続きまして、同意第3号及び第4号「平生町教育委員会委員の任命について」の御説明を申し上げます。

本町の教育委員会委員は4名でございますが、このうち今村富士乃委員と中本稔委員が3月31日付で辞職することとなりました。

後任につきましては、学識面、経験面などの要件を踏まえ、総合的に判断をいたしました結果、今村委員の後任として尾国にお住いの河内山裕子氏を、中本委員の後任として平生町にお住いの廣池康子氏を任命いたしたいと存じます。

河内山氏の略歴は資料として添付いたしておりますが、過去には佐賀小学校のPTA副会長を務められ、現在は平生中学校の学校運営協議会委員として御活躍をいただいております。教職員経験を持たない住民視点からの的確な見識には定評を得ておりまして、教育委員の立場にあっても教職員目線に偏りのない貴重な御意見を頂戴できるものと確信しているところであります。また、現在民生委員もお務めであり、居住地の佐賀地区の事情に特に明るく、同地区在住の今村委員の御後任にあたるという視点からも申し分がなく、適任であると判断するものであります。

廣池氏の略歴は資料として添付いたしておりますが、県内の小学校教諭を歴任され、柳井市立余田小学校校長を最後に定年退職後、現在は光市の教育支援センターに勤務されております。本町においては主任児童委員をはじめ、子供の育成に関わる多くの役職をお務めいただき、既に本町教育行政について深く携わっていただいているところでございます。長年の教員経験からの見識を發揮し、教育課題の克服に熱意をもって御尽力いただける人材として適任であると判断するものであります。

任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

以上で、同意第3号及び第4号についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点に

つきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、採決に入ります。採決は、議案ごとに行います。

まず、同意第3号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、同意第3号は、本案に対し同意することに決しました。

次に、同意第4号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、同意第4号は、本案に対し同意することに決しました。

日程第3 1. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村 武央君） 日程第3 1、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」を議題といたします。

会議規則第6 7条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の文書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 細 田 留 美 子

署名議員 原 真 紀